

無電柱化対策に関する調査

結 果 報 告 書

平成 26 年 8 月

近畿管区行政評価局

前 書 き

我が国では、戦後、電力及び通信需要の急増に伴い、数多くの電柱が設置されてきた。しかし、歩行者等の通行の妨げとなること、良好な景観や観光振興の妨げとなること、災害時の倒壊により道路を閉塞させ、電線類などの切断により電力及び通信の安定供給が妨げられることなどから、電線類の地中化や軒下配線・裏配線（注１）などのいわゆる無電柱化が行われている。

無電柱化は、昭和 61 年度から平成 20 年度までは５期にわたる計画に基づき、また、21 年度以降は「無電柱化に係るガイドライン」（注２）に基づき、無電柱化は推進されてきた。その間の平成 7 年 6 月には、従来の方式よりもコンパクトであり、かつ、電力・通信事業者等の負担が軽減される電線共同溝の整備を促進するため、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）が施行されている。

また、政府は、「社会資本整備重点計画」（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）において、市街地等の幹線道路の無電柱化率（注３）を平成 23 年度末の 15%から 28 年度末には 18%とする目標を掲げ、無電柱化を推進することとしているほか、平成 25 年 9 月には、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進等のための所要の措置を講ずる道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が施行されている。

しかし、日本の市街地等の幹線道路の無電柱化率は平成 24 年度末で 15%にとどまっており（国土交通省調べ）、ヨーロッパやアジアの主要都市と比べて低い。また、市街地等の幹線道路以外の道路の無電柱化の実態等は必ずしも明らかではない。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

（注１）軒下配線とは建物の軒等を活用して電線類の配線を行うことをいい、裏配線とは表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱、電線等を移設することをいう。

（注２）関係省庁等を構成メンバーとする無電柱化推進検討会議が策定

（注３）市街地（都市計画法における市街化区域）等の幹線道路（国道及び都道府県道）のうち、電柱、電線類のない延長の割合

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 無電柱化の社会実態	
(1) 無電柱化対策に係る方針等の策定状況	2
(2) 関係機関等との連携状況	7
(3) 電柱設置数の把握等	8
(4) 把握した電線共同溝への電線類未敷設等の対応状況	11
(5) 無電柱化に関する住民のニーズの把握	17
(6) 指標の把握等	19
2 無電柱化の推進体制の整備状況	
(1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況	
ア 近畿地区無電柱化協議会等の開催状況等	24
イ 協議会等構成員との連携等	33
ウ 無電柱化の計画的推進のための住民への周知等	38
(2) 地方ブロック無電柱化協議会等による計画の策定・進捗管理状況	
ア 協議会等における無電柱化推進計画の策定、進捗状況等	44
イ 大規模災害等の発生に備えた緊急交通路等の無電柱化の状況	51
ウ 道路法第37条に基づく防災上重要な道路における占用の禁止又は制限	54
3 個別事業の実施状況	
(1) 電線共同溝整備後等における無電柱化の状況	
ア 道路における無電柱化の状況	55
イ 宅地開発事業等における無電柱化の状況	61
(2) 電線共同溝事業に係る電線管理者からの意見・要望	64
(3) 電線共同溝の維持管理状況	66

表 目 次

1 無電柱化の社会実態

表1-(1)-①	大阪府の無電柱化対策に係る方針	4
表1-(1)-②	大阪市の無電柱化対策に係る考え方等	5
表1-(3)-①	大阪国道事務所管理道路における電柱数の推移	9
表1-(3)-②	大阪府管理道路における電柱数の推移	9
表1-(3)-③	大阪市管理道路における電柱数の推移	9
表1-(3)-④	堺市管理道路における電柱数の推移	10
表1-(3)-⑤	大阪府下における電柱数の推移	10
表1-(4)-①	調査対象機関における抜柱対策会議等の組織体制	13
表1-(4)-②	大阪国道事務所における電線共同溝整備済み49か所の電柱等の撤去状況	14
表1-(4)-③	電柱撤去時期未定とされた17か所における要因等 (大阪国道事務所)	14
表1-(4)-④	大阪府枚方土木事務所における電柱等の撤去状況	15
表1-(4)-⑤	大阪市における電柱等の撤去状況	15
表1-(4)-⑥	電柱撤去時期未定とされた15か所における要因等	16
表1-(6)-①	各道路管理者等が把握している無電柱化率	20
表1-(6)-②	緊急交通路の無電柱化状況(平成25年度末時点)	21
表1-(6)-③	バリアフリー法に基づく特定道路の無電柱化状況 (平成25年度末時点)	22
表1-(6)-④	電線共同溝の指定道路の無電柱化状況(平成25年度末時点)	23

2 無電柱化の推進体制の整備状況

表2-(1)-①	国の無電柱化に関する計画等の推移	26
表2-(1)-②	国の無電柱化推進計画推進に係る体制(協議会及び地方部会の設置等)	27
表2-(1)-③	近畿地区無電柱化協議会及び大阪府無電柱化地方部会の目的、協議事項等	28
表2-(1)-④	近畿地区無電柱化協議会等の開催状況(平成15年度～25年度)	29
表2-(1)-⑤	大阪府無電柱化地方部会の開催状況(平成15年度～25年度)	30
表2-(1)-⑥	調査対象機関における協議会等の構成員としての役割、意見等	31
表2-(1)-⑦	近畿地区無電柱化協議会、同幹事会、大阪府無電柱化地方部会の構成員	35
表2-(1)-⑧	「電線共同溝等の導入促進について」【抜粋】	37
表2-(1)-⑨	調査対象機関における無電柱化に係る住民に対する周知・啓発状況	40
図2-(1)-①	近畿地方整備局ホームページの掲載内容「電線類地中化の現状」	42
図2-(1)-②	近畿地方整備局ホームページの掲載内容「電線類地中化計画」	43
表2-(2)-①	国の無電柱化に係る推進計画における整備目標値の状況	47

表2-(2)-②	調査対象機関における第6期無電柱化推進計画（新規追加箇所を含む。） に対する事業の進捗状況	48
表2-(2)-③	第6期推進計画における項目（掲載事項）	48
表2-(2)-④	大阪府地方部会における第6期無電柱化推進計画の変更状況 （平成21年度～25年度）	49
表2-(2)-⑤	合意区間内における未事業の要因と割合【調査対象機関のみ抜粋】	49
表2-(2)-⑥	未合意区間における課題と割合【調査対象機関のみ抜粋】	50
表2-(2)-⑦	緊急交通路の無電柱化状況	52
表2-(2)-⑧	大阪府地域防災計画における広域緊急交通路のうち、「重点14路線」の 状況	53
表2-(2)-⑨	調査対象機関における第6期無電柱化推進計画（新規追加箇所を含む。） 実施予定箇所のうち「重点14路線」該当箇所に係る事業の実施状況	53
表2-(2)-⑩	道路法（昭和27年法律第180号）【抜粋】	54

3 個別事業の実施状況

表3-(1)-①	事業完了から電線共同溝事業の占用許可までの期間	57
表3-(1)-②	事業完了後に電線共同溝本体の管路不具合、引込み管路追加施工箇所等 が判明し、電線管理者が敷設等をできないもの（大阪国道事務所）	58
表3-(1)-③	事業完了後に連系管路未施工、引込み管路追加施工箇所等が判明し、電 線管理者が敷設等をできないもの（大阪市）	58
表3-(1)-④	占用予定者が敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないもの （大阪市）	59
表3-(1)-⑤	電線の地中化を電線管理者が自ら行う単独地中化方式によるもののため、 電柱等の撤去を積極的に働きかけできないもの（大阪市）	59
表3-(1)-⑥	機構が実施している特定土地区画整理事業による無電柱化の状況	62
表3-(1)-⑦	地中化を開発指導要綱で定める東大阪市の取組状況	62
表3-(3)-①	道路管理台帳に記載することとなっている事項が未記載のもの	67
表3-(3)-②	鍵の貸出しが規程と合致していないもの	68
表3-(3)-③	事故発生等における緊急連絡系統図が不適切なもの	68

第1 調査の目的等

1 目 的

この調査は、無電柱化を推進する観点から、無電柱化の社会実態、無電柱化の推進体制の整備状況、個別事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

近畿管区警察局、近畿総合通信局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局

(2) 関連調査等対象機関

大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、独立行政法人都市再生機構西日本支社、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、特定非営利活動法人電線のない街づくりネットワーク

3 担当部局

近畿管区行政評価局第一部第2評価監視官

4 調査実施時期

平成26年4月～8月

第2 調査結果

1 無電柱化の社会実態

(1) 無電柱化対策に係る方針等の策定状況

調査結果	説明表番号
今回、当局が、近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市において、道路整備及び土地区画整理等の面的整備における無電柱化に係る方針等の策定状況を調査したところ、次のとおりである。 ア 近畿地方整備局 (ア) 道路部道路管理課 近畿地方整備局道路部道路管理課では、大阪府、京都府、兵庫県の都市部（例えば、大阪府内では大阪市、堺市等）における無電柱化を優先的に実施する箇所を示した路線図「無電柱化ネットワーク図」を作成し、国土交通省本省が策定した「無電柱化に係るガイドライン」（平成22年2月24日策定）に基づき実施している。 (イ) 建政部都市整備課、住宅整備課 近畿地方整備局において市町村等が実施する土地区画整理事業、街なみ環境整備事業等の交付金等の手続きを担当している建政部都市整備課及び同部住宅整備課においては、当該事業を実施している市町村等が計画・実施しているとして、無電柱化対策に係る独自の方針等は策定していない。 イ 大阪府 (ア) 都市整備部交通道路室道路環境課 道路整備における無電柱化を所掌する、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、国が、平成11年度に「新電線類地中化計画」（計画期間は11年度～15年度）を定め、①電線類地中化対策の対象地域の選定基準が緩和されたこと、②占有事業者の費用負担が軽減されたこと等から、平成12年12月に、府独自の無電柱化対策方針である「大阪府電線類地中化マスタープラン」を策定している。 上記マスタープランでは、無電柱化対策を優先的に進める箇所として、i）不特定多数の歩行者が集まる乗降客数が多い主要駅及び官公庁等公共施設周辺地域、ii）風致地区、伝統的建造物群保存地区など美観、景観に優れ、その保全を図ることが必要な地域、iii）防災拠点及び災害拠点病院周辺等防災上重要な施設周辺等を挙げている。 大阪府では、当該内容が、同府における無電柱化に係る方針等に大きな変化がないことや国の「無電柱化に係るガイドライン」の方針とおおむね一致しているとして、上記マスタープラン策定後一度も見直していないが、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）等の国の無電柱化に関する施策の動向を踏まえ、上記ガイドラインが見直された場合には、上記マスタープランを見直すとしている。 また、大阪府では、当該部署が所掌する施策における無電柱化の優先度・重点度等は、上記マスタープランを踏まえ、予算措置がされた範囲で無電柱化事業の事業箇所をその都度判断しており、例えば、防災上重要な都市部の	表1-(1)-①

避難路・緊急交通路等は無電柱化している。このほか、道路の新設・拡幅する場合は、これに合わせて無電柱化するとしている。

(イ) 都市整備部総合計画課

都市整備部総合計画課では、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、平成16年4月に同府における都市計画の基本的な方針を定める「都市計画区域マスタープラン」を策定している。上記マスタープランでは、都市景観に関する方針の一つとして、無電柱化の促進を挙げているが、これ以外の方針等は策定していない。

(ウ) 都市整備部市街地整備課

都市整備部市街地整備課では、「大阪府電線類地中化マスタープラン」において無電柱化優先地域とされている「水と緑の健康都市特定区画整理事業」（事業地域は箕面市止々呂美、事業期間は平成8年度～27年度予定）の事業区域内の区画道路8路線の無電柱化を検討している。

ウ 大阪市

(ア) 建設局道路部道路課、街路課

道路整備における無電柱化を所掌する、大阪市建設局道路部道路課及び街路課では、無電柱化対策に係る同市独自の方針は策定していないが、同市建設局道路部の部内方針として、国の「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、幹線道路（注）については、無電柱化路線の連続性を考慮しつつ、避難路・緊急交通路、道路の新設・拡幅と一体的に整備できる箇所等を中心に電線共同溝による無電柱化を進めるとしている。特に、同市広域避難場所である長居公園、大阪城公園及び花博記念公園鶴見緑地の3か所を環状に結ぶ、国道479号及び市道築港深江線（主要地方道）等については、災害発生時に避難路等となる防災上重要な路線として、無電柱化対策の優先整備区間と位置付けている。

一方、非幹線道路は、良好な景観形成等が必要な観光地区など、地元住民から無電柱化の要望があり、積極的な協力体制が得られる地区に対して無電柱化を検討するとしている。

なお、同市では、国のガイドラインが見直された場合には、無電柱化対策に係る方針を策定するとしている。

また、道路課及び街路課では、予算措置がされた範囲で、同ガイドラインに沿って、防災上重要な都市部の避難路・緊急交通路等は無電柱化するほか、道路の新設・拡幅をする場合はこれに合わせて無電柱化するとしている。

（注）幹線道路：大阪市では「幹線道路」の定義として、歩道がある4車線以上の都市計画道路としている。

(イ) 都市整備局企画部区画整理課・阿倍野再開発課、都市計画局開発調整部開発誘導課

土地区画整理事業、市街地再開発事業を所掌する都市整備局企画部区画整理課及び阿倍野再開発課では、これら事業に係る無電柱化の方針等を特段定めていないが、土地区画整理事業等を実施する場合には、当該事業区域内の幹線道路（歩道がある都市計画道路）については、建設局道路部街路課等と連携して電線共同溝事業による無電柱化を進めるとしている。

表1-(1)-②

また、都市計画局開発調整部開発誘導課では、無電柱化に係る方針等は特段定めていないが、住民等からの無電柱化に係る要望及び合意形成の状況に応じ、同市建設局道路部と連携して個別に調整を行っている。 区画整理課及び阿倍野再開発課、開発誘導課では、当該部署が所掌する施策における無電柱化の優先度・重点度等の位置付けは特段考えていないとしている。 エ 堺市 (ア) 建設局道路部道路計画課、道路整備課、土木部路政課、建築都市局都市整備部 堺市では、無電柱化対策に係る同市独自の方針は策定していないが、都市計画道路の新設・拡幅及び土地区画整理事業・市街地再開発事業等に合わせ、必要に応じて無電柱化対策を行っている。 同市では、無電柱化事業を円滑に進めるため、同市建設局土木部路政課が事務局となり、同市内部の無電柱化関係部署（同局土木部各地域整備事務所、道路部道路整備課、建築都市局都市計画部都市計画課等）、同市消防局、同市上下水道局、警察署及び事業者（ガス事業者、電力事業者及び通信事業者等）で構成する「堺市無電柱化協議会」（昭和61年10月7日設置）を設置し、無電柱化事業対象箇所を選定について協議し、合意を得られた箇所は、大阪府無電柱化地方部会の無電柱化推進計画に登載するとしている。 また、堺市では、各部署が所掌する施策における無電柱化の優先度・重点度等の位置付けはないが、無電柱化の必要な箇所については予算要求を行い、実施している。	
--	--

(説 明)

- ア 近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市における無電柱化の方針等
- (ア) 近畿地方整備局（道路部道路管理課）
上記記載のとおり（説明省略）。
- (イ) 大阪府
- 大阪府では、平成12年12月に「大阪府電線類地中化マスタープラン」を作成しており、その内容は、次のとおりである。

表 1-(1)-① 大阪府の無電柱化対策に係る方針

大阪府	1 無電柱化対策に係る方針 「大阪府電線類地中化マスタープラン」（平成12年12月策定）
	2 当該方針の内容 (1) 基本方針 無電柱化は、バリアフリーなまちづくり、良好な景観に対する要請に加え、防災意識の高まり、さらに地域の活性化や情報化への対応のための重要な事業であり、道路管理者、電線管理者及び市民が相互協力のもと積極的に推進。

	(2) 無電柱化すべき箇所選定の考え方等 次に示す３つの観点を基本に無電柱化を行うべき箇所を選定。 また、道路の新設・改良及び面的整備事業と一体的に無電柱化を進めれば、効率的に無電柱化事業が行えるため、これら事業との同時施工を推進。 ① 快適な歩行者空間を形成する箇所 バリアフリーの観点から、高齢者及び障害者を含む歩行者が多数集まる地域として、i) 主要駅周辺、ii) 市街地に位置する商業地、iii) 主要公共施設周辺を無電柱化の範囲とし、これら周辺の半径250m以内の道路が無電柱化対策の対象。 ② 良好な景観の保全、形成を進める箇所 風致地区、伝統的建造物群保存地区など美観、景観に優れ、その保全を図ることが必要な地域を無電柱化の範囲とし、その区域内の道路が無電柱化対策の対象。 ③ 都市防災の向上を図る箇所 都市防災機能の向上を図る地域として、i) 防災拠点周辺、ii) 災害拠点病院周辺を無電柱化の範囲とし、防災拠点などの施設から最寄りの広域緊急交通路までの箇所が無電柱化対策の対象。
	(3) 無電柱化の方式・手法 電線共同溝方式を中心とした完全な地中化を積極的に採用。 ただし、地域の状況に応じて、裏配線方式、ソフト地中化方式を採用。

(注) 大阪府からの資料を基に、当局が作成した。

(ウ) 大阪市

大阪市では、市としては独自の無電柱化に係る方針等は策定していないが、大阪市建設局道路部道路課及び街路課では、同道路部の部内方針として、国の「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、次の考え方に沿って取り組むとしている。

表１-(1)-② 大阪市の無電柱化対策に係る考え方等

大阪市	1 無電柱化対策に係る方針 大阪市建設局道路部の部内資料として、国の「無電柱化に係るガイドライン」に沿って、無電柱化対策の考え方を整理。 2 当該方針の内容 (1) 基本方針 無電柱化は、i) 都市防災機能の向上、ii) 安全で快適な通行空間の確保、iii) 都市景観の向上、iv) 情報通信ネットワークの信頼性の向上を図ることを目的とし、当該事業の進め方は、「近畿地区無電柱化協議会」及び「大阪府無電柱化地方部会」において、電線管理者との合意に基づき、整備を推進
-----	--

	(2) 無電柱化すべき箇所選定の考え方等 無電柱化すべき箇所選定を幹線道路（歩道がある4車線以上の道路）と非幹線道路に分けて整理。 ① 幹線道路 i) 無電柱化した道路のネットワーク化（電線共同溝完成済みの道路との接続）、 ii) 避難路・緊急交通路、iii) 道路の新設・拡幅等と一体的に整備できる箇所が無電柱化対策の対象。 特に、同市の広域緊急避難場所である、長居公園、大阪城公園及び花博記念公園鶴見緑地の3か所を環状に結ぶ、主要地方道築港深江線、国道479号等を優先整備区間とし、電線共同溝方式による無電柱化を優先的に整備 ② 非幹線道路 非幹線道路は、幹線道路における無電柱化の進捗を考慮しつつ、良好な都市景観の形成等が特に必要な地域を中心に無電柱化を推進。
	(3) 無電柱化の方式・手法 電線共同溝方式を中心とした完全な地中化を積極的に採用。

（注）大阪市からの資料を基に、当局が作成した。

（エ） 堺市

堺市では、無電柱化事業を円滑に進めるため、同市建設局土木部路政課が事務局とする「堺市無電柱化協議会」を設置し（昭和61年10月7日設置）している。

(2) 関係機関等との連携状況

調査結果	説明図表番号
ア 内部部局等における連携状況 (ア) 近畿地方整備局 近畿地区における無電柱化を計画的かつ円滑に推進することを目的として設置された「近畿地区無電柱化協議会」（昭和61年1月23日設置、以下「協議会」という。）の事務局である近畿地方整備局道路部道路管理課（以下「協議会事務局」という。）では、管内府県における無電柱化の実績等を各道路管理者（府県市町村）に照会し、把握している。 一方、協議会事務局と同じ近畿地方整備局道路部内にある地域道路課では、本省からの指示により、無電柱化実施済み路線、無電柱化工事に着手する予定の路線等の箇所毎、道路管理者（都道府県市町村）別に、 ① 無電柱化箇所の特徴：市街化区域、緊急輸送道路、バリアフリー、景観地区等 ② 実績：箇所名、路線名、道路延長、整備延長等 ③ 電柱撤去完了年月（予定） 等の情報を、毎年度、管内の道路管理者に照会するなどして把握し、無電柱化データシステムに入力しており、道路管理課では、必要があれば地域道路課に情報提供を依頼し、入手しているとしている。 (イ) 大阪府 大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、防災上重要な箇所や良好な景観形成及び保全を図ることが必要な箇所を無電柱化対策の重要な整備対象としており、防災関係部局の同府危機管理室防災企画課や景観保全等の住宅まちづくり部建築指導室建築企画課とは、防災計画等の策定時には計画策定メンバーとして参画し、無電柱化実施予定箇所の選定時には、どの箇所を優先的に整備すべきか等の選定に係る協議を行っている。 (ウ) 大阪市 大阪府建設局道路部道路課では、避難路・緊急交通路の無電柱化を重点的に進めていくとしているが、防災関係部局である同市危機管理室とは、防災計画等の策定時には計画策定メンバーとして参画しているが、無電柱化実施予定箇所の選定時には、どの箇所を優先的に整備すべきか等の協議は行われていない。 また、非幹線道路について、同課では、都市計画局開発調整部開発誘導課と連携して、良好な景観形成等が必要な観光地区など、地元住民から無電柱化の要望があり、積極的な協力体制が得られる地区に対して、無電柱化対策を検討するとしている。 (エ) 堺市 堺市では、都市計画道路の新設、市内の観光拠点施設周辺地域の面的整備等と合わせ、必要に応じて無電柱化を行っており、無電柱化事業を実施するに当たっては、これら事業を所掌する担当部局が関係部局と調整等を行っている。	

(説明)

上記記載のとおり（説明省略）。

(3) 電柱設置数の把握等

調査結果	説明表番号
(1) 電柱数の把握 ア 近畿地方整備局（大阪国道事務所） 近畿地方整備局（大阪国道事務所）では、管理道路の占用物管理のため、電柱数を把握している。 当該電柱数の推移をみると、平成22年度末現在3,191本、25年度末現在2,977本と、214本減少（22年度に対して6.7%減）となっている。 減少している理由について、同局では無電柱化事業による電柱の撤去が一因としている。 イ 大阪府 大阪府では、管理道路における占用物管理のため、電柱数を把握している。 当該電柱数の推移をみると、平成21年度末現在、3万1,038本、25年度末現在、電柱数は2万9,434本と、1,604本減少（21年度に対して5.2%減）となっている。 同府は、電柱数減の理由を路線移管等による管理道路延長の減少や無電柱化事業による電柱の撤去が一因としている。 ウ 大阪市 大阪市では、管理道路における占用物管理のため、電柱数を把握している。 当該電柱数の推移をみると、平成21年度末現在、16万2,613本（関西電力株式会社（以下「関電」という。）：10万57本、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）：6万2,556本）、25年度末現在、電柱数は16万1,821本（関電：9万9,802本、NTT西日本6万2,019本）と、792本減少（関電：255本減、NTT西日本：537本減）となっている。 これについて、同市は、無電柱化事業により電柱は撤去されているものの、工場跡地等における新規宅地開発等による電柱の新設が同数程度あり、横ばいの状況としている。 エ 堺市 堺市では、管理道路の占用物管理のため、電柱数を把握している。 当該電柱数の推移をみると、平成18年度末現在、6万1,328本（関電：3万9,338本、NTT西日本：2万1,990本）、7年後の25年度末現在、電柱数は6万5,637本（関電：4万3,302本、NTT西日本：2万2,335本）と4,309本増加（関電：3,964本増、NTT西日本：345本増）している。増加している理由について、堺市では、郊外の新規宅地開発による電柱増としている。 オ 関電及びNTT西日本 関電及びNTT西日本では、電柱が資産であることから、設置数を把握している。 大阪府内における電柱数の推移をみると、関電では、平成11年度末現在、63万9,908本、25年度末現在、69万1,991本と、5万2,083本増加（11年度に対して8.1%増）となっている。 この理由について、関電では、無電柱化事業等により電柱は撤去しているものの、これ以上に、郊外や市街地の工場跡地の新規宅地開発や大型太陽光発電	表1-(3)-① 表1-(3)-② 表1-(3)-③ 表1-(3)-④ 表1-(3)-⑤

施設の新設申し込みなどによる電柱新設が多いためとしている。 NTT西日本では、平成21年度末現在、28万4,911本、24年度末現在、28万3,692本と1,219本減（21年度に対して0.4%減）となっている。 これについて、NTT西日本では、無電柱化事業等により電柱は撤去しているものの、郊外における新規宅地開発等による電柱の新設が同数程度あり、横ばいの状況としている。	
--	--

（説 明）

- ア 近畿地方整備局（大阪国道事務所）における電柱数
近畿地方整備局（大阪国道事務所）の管理道路における電柱数の推移は、次のとおりである。

表1-(3)-① 大阪国道事務所管理道路における電柱数の推移 (単位：本、%)

区分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
電柱数	—	3,191	3,127	3,001	2,977
H22 年度を 100 とした場合	—	100.0	98.0	94.0	93.3

- （注） 1 本表は、大阪国道事務所からの資料に基づき当局が作成した。
2 電柱数は、各年度末時点の本数である。
3 各欄の「—」は、未把握（正確に把握できない、未集計）である。

- イ 大阪府における電柱数
大阪府の管理道路における電柱数の推移は、次のとおりである。

表1-(3)-② 大阪府管理道路における電柱数の推移 (単位：本、%)

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
電柱数	31,038	30,885	30,110	30,363	29,434
H21 年度を 100 とした場合	100.0	99.5	97.0	97.8	94.8

- （注） 1 本表は、大阪府からの資料に基づき当局が作成した。
2 電柱数は、各年度末時点の本数である。

- ウ 大阪市における電柱数
大阪市の管理道路における電柱数の推移は、次のとおりである。

表1-(3)-③ 大阪市管理道路における電柱数の推移 (単位：本、%)

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
関西電力	100,057	99,942	100,053	99,898	99,802
NTT 西日本	62,556	62,407	62,277	62,179	62,019
合計	162,613	162,349	162,330	162,077	161,821
H21 年度を 100 とした場合	100.0	99.8	99.8	99.7	99.5

- （注） 1 本表は、大阪市からの資料に基づき当局が作成した。

2 電柱数は、各年度末時点の本数である。

エ 堺市における電柱数

堺市の管理道路における電柱数の推移は、次のとおりである。

表1-(3)-④ 堺市管理道路における電柱数の推移 (単位：本、%)

区分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
関西電力	39,338	40,102	40,361	40,735	41,057	42,695	43,103	43,302
NTT 西日本	21,990	21,967	21,939	21,941	22,021	22,282	22,338	22,335
合計	61,328	62,069	62,300	62,676	63,078	64,977	65,441	65,637
H18 年度を 100 とした 場合	100.0	101.2	101.6	102.2	102.9	105.9	106.7	107.0

(注) 1 本表は、堺市からの資料に基づき当局が作成した。

2 電柱数は、各年度末時点の本数である。

オ 関電及びNTT西日本における電柱数

関電及びNTT西日本における電柱数は、次のとおりである。

表1-(3)-⑤ 大阪府下における電柱数の推移 (単位：本、%)

区 分		H11 年度	H16 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
関 西 電 力	事業者全体 ①	2,496,184	2,565,224	2,643,338	2,643,905	2,652,942	2,663,387	2,673,846	
	大阪府下 ②	639,908	661,334	680,796	683,888	686,052	689,073	691,991	
NT T 西 日 本	事業者全体 ③	6,270,851	6,184,537	6,177,265	6,176,023	6,175,701	6,175,768	6,177,153	
	大阪府下全体 ④	—	—	284,911	284,654	284,217	283,692	—	
	内 訳	直轄国道	—	—	1,484	1,447	1,407	1,433	—
		指定外国道、 府道	—	—	13,931	14,569	15,000	15,620	—
		市町村道	—	—	203,934	198,179	198,089	197,311	—
		道路以外	—	—	65,562	70,459	69,721	69,328	—
事業者全体計 (①+③)		8,767,035	8,749,761	8,820,603	8,819,928	8,828,643	8,839,155	8,850,999	
	H11 を 100 とした場 合の割合	100.0	99.8	100.6	100.6	100.7	100.8	101.0	
大阪府下計 (②+④)		—	—	965,707	968,542	970,269	972,765	—	
	H21 を 100 とした場 合の割合	—	—	100.0	100.3	100.5	100.7	—	

(注) 1 本表は、関西電力及びNTT西日本からの資料に基づき、当局が作成した。

2 電柱数は、各年度末時点である。

3 各欄の「—」は、未把握（正確に把握できない、未集計）である。

(4) 把握した電線共同溝への電線類未敷設等の対応状況

調査結果	説明図表番号
国土交通省は、無電柱化の一層の計画的、効果的な推進のために、各地方整備局に対して、「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」（平成17年12月22日付け事務連絡）を発出し、この中で、電線共同溝事業は、電線共同溝整備後に電線類が地中化され電柱が撤去されてはじめて効果が発現するものであることから、①整備計画に基づきできるだけ速やかに電線類が入溝されるよう努めること、②整備計画に記載された敷設予定時期を過ぎても未入溝となっている占用予定者に対して、未入溝理由を適切に把握するとともに、入溝が促進されるよう努めることを示している。 また、同事務連絡では、管下の道路管理者に対し、この旨を周知することとされており、これを受けて、近畿地方整備局は、平成18年2月20日開催の「第17回大阪府電線類地中化地方部会」において、当該事務連絡を資料として配付し、当該部会構成員に周知している。 今回、当局が調査対象とした近畿地方整備局大阪国道事務所、大阪府（枚方土木事務所）、大阪市及び堺市における電線共同溝事業実施後の架空線、電柱等の撤去のための取組状況について調査したところ、大阪国道事務所、大阪府、大阪市においては電柱等撤去のための抜柱会議が開催されているが、大阪国道事務所及び大阪市において、次の状況がみられた。 一方、大阪府（枚方土木事務所）では、抜柱会議を適宜開催し、平成22年度から23年度にかけて電線共同溝事業が完了した路線が7路線あるが、いずれも、26年度末までに電柱等の撤去が完了する予定となっており、また、堺市では、抜柱会議等は開催されておらず、個別連絡等により対応している。 (ア) 大阪国道事務所 大阪国道事務所では、同事務所が管理する直轄国道において、道路管理者と電線管理者等が電線共同溝事業実施済みの箇所に係る架空線、電柱等の撤去に向けた情報を共有し、その推進を図るため、1年に1度、関電、NTT西日本等の電線管理者を参集し、「大阪国道管内電線共同溝整備済み箇所における無電柱化の推進に係る関係者打合せ」を開催している。 平成25年7月22日に行った同打合せ（行政機関及び電線管理者6社が出席）についてみると、大阪国道事務所では、関電及びNTT西日本（一次占用者）に対して、電線共同溝事業実施済み8路線49か所の箇所毎に、電柱の撤去状況、撤去できない要因等を提出させている。 同事務所では、これに基づき、電柱等撤去時期を明確にできない場合には、必要に応じて、道路管理者と電線管理者間で電柱等撤去に向けた協議・調整を行うこととしている。 今回、当局が、当該打合せの対象となった上記49か所について、電柱等の撤去の状況等を調査したところ、電柱撤去時期が未定の箇所（電柱が一部残置されている9か所を含む）が17か所（同：34.6%）となっており、このうち、占用許可後5年以上を経過し、長期を要している箇所は15か所あり、うち1件は次のとおりである。 「国道26号高石電線共同溝整備事業」（電線共同溝整備済み延長3,260m）は、平成12年12月1日に電線共同溝に係る占用許可が電線管理者（関電及びNTT西日本）に交付されているが、当該電線共同溝と民家との間に大型水路があるため、当該民家への引込み管路の工事ができず、占用許可後12年が経	表1-(4)-① 表1-(4)-④ 表1-(4)-① 表1-(4)-②

過した平成25年7月1日現在、事業を実施した箇所の電柱49本が撤去できていない。 これについて大阪国道事務所では、当該箇所に対しては、電線管理者と電柱の撤去等について協議等を行っているが、現在まで引込み管路の工事ができなかった理由については、当時の事情がわからず不明としているものの、これまで、電線管理者との間で、引込み管路の施工方法や経費負担等において合意が得られなかったのではないかとしている。 また、電柱が撤去されていない17か所の主な要因等について、道路路管理者及び電線管理者から聴取した結果は次のとおりである。 ① 引込み管路の追加施工箇所に係る対応調整中のもの 7か所 電線管理者が施工することとなっている引込み管路が未施工のため、電線共同溝への電線類の敷設が未了で、電柱等の撤去までに至っていない。この理由について、大阪国道事務所では、これまで、電線管理者及び道路管理者が協議等を行ってきたものの、施工方法等の調整が整わなかったとしている。 ② 沿道住民の同意が得られないもの 3か所 電線管理者では、引込み管路設置に係る沿道住民等の同意取得や電線類の入溝による電源切替時の停電の調整に難航しており、電柱等の撤去が遅延しているとしている。 なお、電線管理者（関電及びNTT西日本）では、電線共同溝事業が実施、電柱等の撤去を円滑に行うためには、電線共同溝事業に不可欠な地上機器の設置や民地への引き込み管路の設置に係る沿道住民の同意取得も重要であることから、沿道住民等への周知について、工事施工前に行われる道路管理者の住民説明会等でも、可能な限り、これらに係る周知ができるよう機会を設けてほしいとの要望があった。（項目3-(2)参照）。	表1-(4)-③ 表1-(4)-③
(イ) 大阪市 大阪市では、電線共同溝事業実施済み箇所の電柱等の撤去状況を把握するため、年2回、同市関係部署及び電線管理者を参集して、「電線共同溝早期抜柱会議」を開催している。 平成25年度の同会議（行政機関及び電線管理者8社が出席）には、第6期無電柱化推進計画に登載された電線共同溝事業対象箇所のうち、事業完了及び事業中の110か所（一部事業着手の箇所を含む。）について、同市建設局道路部道路課が関電及びNTT西日本（一次占有者）に対して、電柱撤去予定時期及び電柱が撤去できない要因等を提出させ、電柱等の撤去に係る情報を関係者間で共有しているとしている。 同会議で提示された110か所のうち、電線共同溝の整備が完了した65か所、及び電線共同溝は整備を終えたものの、当該箇所に隣接して引き続き電線共同溝事業を行う予定であった箇所の同事業が当面休止となった6か所の計71か所について、電柱等の撤去状況を調査したところ、15か所（調査した71か所に対する割合：21.1%）において、電柱等の撤去時期が未定となっている。 これら15か所のうち、電柱等が撤去できない主な要因等は次のとおりであ	表1-(4)-① 表1-(4)-⑤

る。 ① 引込み管路、連系管路の追加施工が必要なもの 12か所（うち、隣接する電線共同溝事業の休止により電線類の敷設に連系管路の設置が必要なもの 6か所）。 電線管理者では、電線類の敷設には管路の追加施工が必要としているが、大阪市では、電線管理者から管路施工の依頼があった場合には、その都度対応しているものの、予算確保の問題もあり、即座の対応は難しいとしている。 したがって、近畿地方整備局は、電柱等の早期撤去を図るために、次の措置を講ずること。 抜柱会議等により、電線類の未敷設、電柱の未撤去等の進捗状況等を把握するとともに、電線共同溝整備計画に沿って早期に電線共同溝への電線類の敷設、電柱等の撤去が図られるよう、更に道路管理者及び電線管理者が連携・調整を密にして双方が協働で取り組むこと。	表1-(4)-⑥
---	----------

(説 明)

ア 電柱等の撤去に係る打合せの状況

調査した、大阪国道事務所、大阪府及び大阪市における、電柱等の撤去に係る打合せ等の構成員、開催状況等は、次のとおりである。

大阪府においては、府内7土木事務所毎に、電線共同溝整備済み箇所内の電柱等の撤去状況について、適宜、関係する電線管理者と打合せを行っており、調査した枚方土木事務所では、平成22年度から23年度にかけて電線共同溝事業が完了した7路線を対象として電柱等撤去に係る打合せを行い、この結果、当該対象7路線中5路線については、平成25年度末までに電柱の撤去が完了し、残る2路線についても26年度末までに撤去が完了する予定となっている。

表1-(4)-① 調査対象機関における抜柱対策会議等の組織体制

調査対象機関名			近畿地方整備局 大阪国道事務所	大阪府	大阪市
抜柱対策会議等の名称			大阪国道管内電線共同溝整備済み箇所における無電柱化の推進における関係者打合せ	電線共同溝整備推進のための関係者打合せ	電線共同溝早期抜柱会議
事務局			工務課	都市整備部枚方土木事務所建設課	建設局道路部道路課
開催時期 (H25年度の実績)			年1回 (H25.7.22)	年2～3回 (H25.4.17、6.26、8.22、11.28)	年2回 (H25.7.30、H26.3.18)
出席機関	行政機関		大阪国道事務所 管理第一課	電線共同溝事業に係る府道が通る自治体	都市整備局企画部区画整理課、管理部路政課、道路部街路課
	電線管理者	一次 占有者	関西電力(株) NTT西日本(株)	関西電力(株) NTT西日本(株)	関西電力(株) NTT西日本(株)
		二次 占有	(株)USEN (株)ケイ・オプティコム	(株)USEN (株)ケイ・オプティコ	NTTドコモ(株) (公財)京阪神ケーブル

		者	(株)テクノロジーネットワークス キャンシステム(株)	ム (株)ケイキャット (株)J:com	ビジョン (株)USEN (株)ケイ・オプティコム (株)テクノロジーネットワークス (株)ベイ・コミュニケーションズ
--	--	---	--------------------------------	----------------------------	---

- (注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。
2 堺市は抜柱対策会議等を設置していない。
3 出席機関は、平成25年度抜柱会議等に参加した機関である。

イ 大阪国道事務所における電柱等の撤去状況

近畿地方整備局大阪国道事務所における電柱等の撤去状況は次のとおりである。

表1-(4)-② 大阪国道事務所における電線共同溝整備済み49か所の電柱等の撤去状況

(単位：か所、%)

撤去等の状況	箇所数	構成比
電柱撤去完了	16	32.7
平成26年度以降に電柱を撤去予定(時期明記)	16	32.7
電柱撤去時期が未定	17	34.6
電柱等の撤去が行われたものの、一部において残柱があり、その撤去時期が未定	9	18.3
電柱撤去時期が未定	8	16.3
合計	49	100.0

- (注) 1 大阪国道事務所からの資料に基づき当局が調査した結果から作成した。
2 平成26年7月末現在である。
3 未撤去電柱数は不明である。

大阪国道事務所において、電柱等が未撤去となっている箇所のうち、電柱等の撤去時期が未定となっているものの主な要因等は次のとおりである。

表1-(4)-③ 電柱撤去時期未定とされた17か所における要因等(大阪国道事務所)

(単位：か所、本、%)

要因	箇所数 (構成比)	未撤去電柱数 (構成比)
引込み管路の追加施工が必要であり、その対応調整中	7 (41.2)	156 (32.5)
沿道住民等との管路整備等について調整中	3 (17.6)	34 (7.1)
その他	7 (41.2)	290 (60.4)
合計	17 (100.0)	480 (100.0)

- (注) 1 本表は、大阪国道事務所からの抜柱会議資料及び当局の調査結果に基づき作成した。
2 未撤去電柱数は、上記資料に基づき、電線管理者から聴取した結果である。

イ 大阪府における電柱等の撤去状況

大阪府枚方土木事務所における電柱等の撤去状況は、次のとおりである。

表 1－(4)－④ 大阪府枚方土木事務所における電柱等の撤去状況 (単位：m、本)

路線名	電線共同溝整備延長	完成年度	未撤去電柱数	電柱撤去の状況	
				時期(予定含)	未撤去の理由
国道 168 号 (都市計画道路 枚方大和高田線・天野川磐船線)	800	H23 年度	17	H27. 3	電力切替調整中
主要地方道 枚方交野寝屋川線 (打上地区)	200	H23	—	抜柱完了	—
主要地方道 枚方大和郡山線(都市計画道路 村野神宮寺線)	450	H23	—	抜柱完了	—
主要地方道 枚方富田林泉佐野線 (都市計画道路梅が丘黒原線)	780	H23	—	抜柱完了	—
国道 170 号(寝屋川地区)	220	H23	7	H26. 11	二次占用者が所有する共架電線移設待ち
主要地方道 枚方交野寝屋川線 (寝屋川地区)	200	H22	—	抜柱完了	—
主要地方道 枚方交野寝屋川線 (樟葉地区)	750	H22	—	抜柱完了	—

(注) 1 本表は、大阪府からの資料及び当局の調査結果に基づき作成した。

2 平成 25 年度の状況である。

ウ 大阪市における電柱等の撤去状況

大阪市における電柱等の撤去状況は、次のとおりである。

表 1－(4)－⑤ 大阪市における電柱等の撤去状況 (単位：か所、本、%)

撤去等の状況	箇所数 (構成比)	未撤去電柱数 (構成比)
電柱撤去完了	30 (42. 3)	0 (0. 0)
平成 26 年度以降に電柱を撤去予定(時期明記)	26 (36. 6)	398 (67. 0)
電柱撤去時期未定	15 (21. 1)	196 (33. 0)
電柱撤去時期が一部箇所で未定	2 (2. 8)	17 (2. 9)
電柱撤去時期が未定	13 (18. 3)	179 (30. 1)
合計	71 (100. 0)	594 (100. 0)

(注) 1 本表は、大阪市の電線共同溝早期抜柱会議資料(平成25年度)に基づき当局が作成した。

2 平成25年度の状況である。

大阪市において、電柱等が未撤去となっている箇所のうち、電柱等の撤去時期が未定となっているものの主な要因は次のとおりである。

表1-(4)-⑥ 電柱撤去時期未定とされた15か所における要因等 (単位：か所、本、%)

要因	箇所数 (構成比)	未撤去電柱数 (構成比)
管路（連系、引込み）が未施工	12 (80.0)	170 (86.8)
2次占有者所有の共架電線の移設待ち	2 (13.3)	23 (11.7)
所有者不明の共架電線の対応待ち	1 (6.7)	3 (1.5)
合 計	15 (100.0)	196 (100.0)

(注) 本表は、大阪市の電線共同溝早期抜柱会議資料（平成25年度）に基づき当局が作成した。

(5) 無電柱化に関する住民のニーズの把握

調査結果	説明図表番号
今回、無電柱化に関する住民のニーズの把握状況について、近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市を調査したところ、次のとおりである。 ア 近畿地方整備局 (ア) 道路部道路管理課 道路部道路管理課では、ホームページ等により、住民等無電柱に関するニーズ把握をしており、また、府県・政令市担当者が出席する会議等を通じ、防災上の観点から無電柱化に係る要望を受けているとしている。 (イ) 建政部都市整備課、住宅整備課 建政部都市整備課及び住宅整備課は、市町村等が実施する土地区画整理事業、街なみ環境整備事業等に係る助言、指導を行っていることから、住民等からの無電柱化に関するニーズ把握は、当該事業実施主体の市町村等が必要に応じて行っていると認識している。 イ 大阪府 (ア) 都市整備部交通道路室道路環境課 都市整備部交通道路室道路環境課では、住民から直接、無電柱化に関するニーズを把握するための取組を行っていないが、市町村の景観計画等を住民ニーズの参考として、無電柱化箇所を選定を行うとしている。 例えば、太子町景観計画（平成20年4月策定）では、叡福寺周辺地区が景観計画区域として定められており、当該計画区域を通る府道美原太子線（主要地方道、平成25年4月1日に太子町に移管）は、住民等からの要望に応え無電柱化を進めるとしており、府では、上記景観計画を参考として、電線共同溝による無電柱化（事業期間：平成21年度～23年度）を行っている。 (イ) 都市整備部総合計画課、市街地整備課 都市計画を所掌する都市整備部総合計画課では、都市計画法に基づき大阪府下における都市計画の基本的な方針等を策定し、その一つとして、都市景観の向上に資するため「無電柱化の促進」を挙げている。上記方針等を策定する際には、意見公募手続等による意見聴取を行っているが、無電柱化に特化した住民ニーズは把握していない。 また、土地区画整理事業等を所掌する都市整備部市街地整備課は、これら事業を実施している大阪府内の市町村に対して助言、指導、審査等を行っており、住民等から直接、無電柱化に関するニーズ等の把握するための取組は行っていないが、事業実施主体の市町村が必要に応じて行っていると認識している。 ウ 大阪市 (ア) 建設局道路部道路課、街路課 大阪市は、同市の管理道路のうち、i) 避難路をつなぐ箇所、ii) 無電柱化した箇所のネットワーク化（接続）、iii) 道路改修・拡幅工事等を無電柱化対象箇所として選定し、これらの中から予算の範囲内で実施していることから、住民等からの無電柱化に関するニーズ等の把握の必要性は認識していないとして、特段把握していない。 (イ) 都市整備局企画部区画整理課・阿倍野再開発課、都市計画局開発調整部開発誘導課 都市整備局企画部区画整理課及び阿倍野再開発課は、土地区画整理事業及び市街地再開発事業では、原則として、当該事業区域内の幹線道路は電線共同溝事業を行うとしており、これ以外の宅地への引込み道路では、幅員が狭隘なた	

め地上機器の設置が困難であり、電線共同溝を設置する余地がないとして、住民のニーズは特段把握していない。

都市計画局開発調整部開発誘導課では、まちづくり活動に係る支援事業において、当該事業の対象地区の住民等から無電柱化のニーズがあった場合に、無電柱化事業に関する合意形成の状況などについて、建設局道路部道路課及び街路課に連絡・調整を行うとしている。

エ 堺市

(ア) 建設局道路部道路計画課、道路整備課、建築都市局都市整備部

堺市は、住民から市政に対する意見を聴取するため、「市政への提案箱」制度（平成15年度開始）を行っており、当該制度では、無電柱化に関する住民からの意見（年に1回程度）があるが、予算の制約もあり、必ずしもそれらを無電柱化に係る施策に反映できないとしている。

なお、同市は、堺鳳駅南地域まちづくり計画（平成14年7月、都市再生緊急整備地域に指定）では、当該計画区域内の鳳駅南地域まちづくり協議会（鳳校区、鳳南校区及び上校区の自治会、商店街及び区長歴任者で構成）と協働で、防災や都市景観の向上を図るため、都市計画道路の拡幅・歩道の設置等に合わせて電線共同溝を整備し、無電柱化を行ったとしている。

(説 明)

上記記載のとおり（説明省略）。

(6) 指標の把握等

調査結果	説明表番号
ア 無電柱化率 国土交通省は、同省のウェブサイトにて、平成24年度末時点の都道府県及び東京23区・政令指定都市における市街地等の幹線道路の無電柱化率を公表しており、また、当該無電柱化率は、国の社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）にも引用され、市街地等の幹線道路の無電柱化率を平成24年度末15%から28年度末18%を目指すとしている。 今回、当局が、近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市における無電柱化率の把握及び活用状況等を調査した結果は、次のとおりである。 (1) 近畿地方整備局 近畿地方整備局道路部道路管理課では、国土交通省がホームページに掲載している無電柱化率の算出方法は承知しているとしている。また、無電柱化率の活用方法については、使用機会は少ないものの、管内府県における無電柱化の進捗状況の比較等の指標として利用しているとしている。 (2) 大阪府、大阪市及び堺市 大阪府、大阪市及び堺市はいずれも、国土交通省が公表している無電柱化率の公表数値は承知しているものの、無電柱化率には市町村道等が含まれていないこと等から、管理道路の無電柱化の指標としては活用できず、また、無電柱化推進計画等の策定に当たっては、無電柱化済み整備延長等で把握・活用していることから、無電柱化率は特段活用していないとしている。 無電柱化率の算出について、大阪市及び堺市では、全ての市町村道が無電柱化率の算出対象に加えられると、現在、無電柱化対策の対象と考えていない生活道路（景観形成の向上を図る箇所を除く）等も含まれることとなり、適切ではないとしている。市町村道を、例えば、歩道がある4車線以上の道路とするなど無電柱化率算出の定義を明確にする必要があるとしている。 イ その他の無電柱化の指標 今回、当局が、国土交通省による無電柱化率の指標以外に、無電柱化の推進を図るべきと考えられる「緊急交通路」、「バリアフリー法に基づく特定道路」、「通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所」及び「電線共同溝の指定道路」における無電柱化の状況について、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市を調査したところ、次の状況となっている。	表1-(6)-①
(ア) 緊急交通路 ① 大阪国道事務所 広域緊急交通路の道路延長217.7kmに対して、無電柱化済み道路延長は79.7km（36.6%） ② 大阪府 広域緊急交通路の道路のべ延長は792kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は29.4km（3.7%） ③ 大阪市 広域緊急交通路の道路延長119.4kmに対して、無電柱化済み道路延長は38.5km（32.2%） ④ 堺市 広域緊急交通路の道路延長85kmに対して、無電柱化済み道路延長は1.4km（1.6%）	表1-(6)-②
(イ) バリアフリー法に基づく特定道路 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91	表1-(6)-③

号) (以下「バリアフリー法」という。)に基づく特定道路の無電柱化の状況について、大阪国道事務所は、同法に基づく特定道路の箇所は、図面により無電柱化済み箇所を確認できるとしている。 また、大阪市は、同法に基づく特定道路の指定状況を把握しているものの、上記道路における無電柱化済み箇所の状況を確認していないため把握していない。 一方、大阪府及び堺市は無電柱化の状況を把握しており、その状況は、大阪府では、特定道路のべ延長105.0kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は21.1km (20.1%)、堺市では、特定道路延長45.0kmに対して、無電柱化済み道路延長は7.6km (16.9%) となっている。 (ウ) 通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所 大阪国道事務所は、関係部署から通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所の情報を得て、図面により無電柱化済み箇所を確認できるとしている。 また、大阪府、大阪市及び堺市はいずれも、関係部署から通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所の情報を得ているが、管理道路の当該要対策箇所における無電柱化の状況を確認しておらず把握していない。 (エ) 電線共同溝の指定道路 ① 大阪国道事務所 指定道路延長88.6kmに対して、無電柱化済み道路延長は79.7km (90.0%) ② 大阪府 指定道路のべ延長38.8kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は10.3km (26.5%) ③ 大阪市 指定道路延長62kmに対して、無電柱化済み道路延長は62km (100%) ④ 堺市 指定道路延長2.8kmに対して、無電柱化済み道路延長は0.8km (28.6%)	表1-(6)-④
--	-----------------

(説 明)

ア 無電柱化率

今回、当局が調査した、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市が管理する道路の無電柱化の状況は、次のとおりである。

表1-(6)-① 各道路管理者等が把握している無電柱化率

(単位：km、%)

区分		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
大阪 国道 事務 所	無電柱化済み道路延長 A	58.6	76.4	79.1	79.4	79.7
	無電柱化対象道路延長 B	203.4	218.7	221.5	217.7	217.7
	無電柱化率 (C=A/B)	28.8	34.9	35.7	36.5	36.6
	(注) 1 Aの対象区間は、各年度末時点の直轄国道の電線共同溝整備済み道路延長。 2 Bの対象区間は、各年度末時点の直轄国道の道路延長（トンネル区間等含む。）					
大阪 府	無電柱化済み道路延長 D	55.4				
	無電柱化対象道路延長 E	3,054.0				
	無電柱化率 (F=D/E)	1.8				
	(注) 1 Dの対象区間は、平成25年度末時点までに電柱等の撤去が完了した大阪府の管理道路の道路のべ延長。 (注) 2 Eの対象区間は、平成25年度末時点の大阪府の管理道路の道路のべ延長（トンネル					

	区間等を含む)						
大阪市	無電柱化済み道路延長	G	106.7	108.7	110.0	110.9	112.5
	無電柱化対象道路延長	H	405.9	405.9	405.9	405.9	405.9
	無電柱化率	(I=G/H)	26.3	26.8	27.1	27.3	27.7
	(注) 1 Gの対象区間は、大阪市の管理道路において、各年度末時点の電線共同溝整備に着手した箇所の道路延長						
	(注) 2 Hの対象区間は、大阪市が管理する一般国道（指定区間外）、府道及び市道における無電柱化推進計画登載箇所の道路延長（トンネル区間等を含む）						
堺市	無電柱化済み道路延長	J	0.8				
	無電柱化対象道路延長	K	2.8				
	無電柱化率	(L=J/K)	28.6				
	(注) 1 Jの対象区間は、平成16年度から25年度末時点までの堺市管理道路の電線共同溝整備済み道路延長。堺市では、これ以外は把握していない。						
	(注) 2 Kの対象区間は、平成16年度から25年度末時点までの電線共同溝の指定道路の道路延長						

(注) 本表は、各道路管理者の資料に基づき、当局が作成した。

イ その他の無電柱化の指標

(ア) 緊急交通路

a 大阪国道事務所

大阪国道事務所では、直轄国道全てが、大阪府から広域緊急交通路として選定されているため把握しており、無電柱化の状況は、広域緊急交通路の道路延長217.7kmに対して、無電柱化済み道路延長は79.7km（36.6%）となっている。

b 大阪府

大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、同府が管理する広域緊急交通路における無電柱化の状況を把握しており、当該交通路の道路のべ延長792kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は29.4km（3.7%）となっている。

また、同府では、緊急交通路や避難路の整備は市街地を中心に行い、市街地以外の災害時には、主に道路啓開による対応を検討するとしている。

c 大阪市

大阪市建設局道路部道路課では、同課の無電柱化の方針の一つとして緊急交通路を無電柱化の対象としていることから、同市が管理する緊急交通路における無電柱化の状況を把握しており、当該交通路の道路延長119.4kmに対して、無電柱化済み道路延長は38.5km（32.2%）となっている。

d 堺市

堺市では、広域緊急交通路の道路延長85kmに対して、無電柱化済み道路延長は1.4km（1.6%）となっている。

表1-(6)-② 緊急交通路の無電柱化状況（平成25年度末時点）

（単位：km、%）

道路管理者等名		大阪国道事務所	大阪府	大阪市	堺市
各種指標					
緊急交通路	電線共同溝整備完了済み道路延長 a	79.7	29.4	38.5	1.4
	緊急交通路の道路延長 b	217.7	792.0	119.4	85
	無電柱化率 (c=a/b)	36.6	3.7	32.2	1.6

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 緊急交通路の道路延長（b）には、橋梁・トンネル区間等の道路延長を含み、電線共同溝整備完了済み道路延長（a）には、当該延長を含まない。

- 3 大阪府の電線共同溝整備完了済み道路延長（a）及び緊急交通路の道路延長（b）は、上下線含めた延長である。

(イ) バリアフリー法に基づく特定道路

a 大阪国道事務所

大阪府内のバリアフリー法に基づく特定道路延長は303.6km（平成24年度末時点）である。
バリアフリー法に基づく特定道路の無電柱化の状況把握については、前述のとおり（説明省略）。

b 大阪府

大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、同府の管理道路のバリアフリー法に基づく特定道路における平成25年度末時点までの無電柱化の状況を把握しており、当該特定道路の道路のべ延長（大阪府の管理道路ののべ延長）105.0kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は21.1km（20.1%）となっている。

c 大阪市

大阪市内のバリアフリー法に基づく特定道路の道路延長は92.0km（平成24年度末時点）であるが、大阪市建設局道路部道路課は、同法に基づく特定道路の指定状況を把握しているものの、当該道路の無電柱化済み箇所を確認しておらず、無電柱化の状況を把握していない。

d 堺市

堺市では、同市の管理道路のバリアフリー法に基づく特定道路における平成25年度末時点までの無電柱化の状況を把握しており、当該特定道路の道路延長45kmに対して、無電柱化済み道路延長は7.6km（16.9%）となっている。

表1-(6)-③ バリアフリー法に基づく特定道路の無電柱化状況（平成25年度末時点）

（単位：km、%）

道路管理者等名		大阪国道 事務所	大阪府	大阪市	堺市
各種指標					
バリアフリー法に 基づく特定道路	無電柱化整備道路延長 (a)	—	21.1	未把握	7.6
	特定道路の道路延長 (b)	—	105.0	未把握	45.0
	無電柱化率 (c=a/b)	—	20.1	未把握	16.9

（注） 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 大阪市を除く特定道路の道路延長（b）には、橋梁・トンネル区間等の道路延長が含まれる。

3 大阪府の無電柱化整備道路延長（a）及び特定道路の道路延長（b）は、上下線含めた延長である。

4 各欄の「—」は未集計である。

(ウ) 通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所

a 大阪国道事務所

大阪府内の通学路の緊急合同点検の結果における要対策箇所3,885か所（平成24年11月末現在）である。

要対策箇所の把握については、前述のとおり（説明省略）。

b 大阪府

大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、通学路緊急合同点検の結果における要対策箇所については、大阪市及び堺市を除く平成24年11月末現在の当該要対策箇所は2,849か所であるが、管理道路における上記指定箇所を把握しているものの、当該箇所における無電柱化の状況を確認していない。

c 大阪市

大阪市建設局道路部道路課では、通学路緊急合同点検の結果における要対策箇所（平成24年11月末現在で233か所）については、管理道路における上記要対策箇所を把握しているものの、当該箇所における無電柱化の状況を確認していない。

d 堺市

堺市では、通学路緊急合同点検の結果における要対策箇所（平成24年11月末現在で511か所）については、管理道路における上記要対策箇所を把握しているものの、当該箇所における無電柱化の状況を確認していない。

(エ) 電線共同溝の指定道路

a 大阪国道事務所

大阪国道事務所では、電線共同溝の指定道路における無電柱化の状況を把握しており、当該指定道路における道路延長88.6kmに対して、無電柱化済み道路延長は79.7km（90.0％）となっている。

b 大阪府

大阪府都市整備部交通道路室道路環境課では、電線共同溝の指定道路における平成21年度から25年度までの無電柱化の状況を把握しており、当該指定道路における道路のべ延長38.8kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は10.3km（26.5％）となっている。

c 大阪市

大阪市建設局道路部道路課では、電線共同溝の指定道路における無電柱化の状況を把握しており、当該指定道路62km（平成25年度末時点）に対して、無電柱化済み道路延長は62km（100％）となっている。

d 堺市

堺市では、平成16年度から25年度末時点の電線共同溝の指定道路における無電柱化の状況を把握しており、当該指定道路の道路延長2.8kmに対して、無電柱化済み道路延長は0.8km（28.6％）となっている。

表1-(6)-④ 電線共同溝の指定道路の無電柱化状況（平成25年度末時点）

（単位：km、％）

道路管理者等名		大阪国道事務所	大阪府	大阪市	堺市
各種指標					
電線共同溝の指定道路	電線共同溝整備完了済み道路延長(a)	79.7	10.3	62.0	0.8
	電線共同溝の指定道路延長 (b)	88.6	38.8	62.0	2.8
	無電柱化率 (c=a/b)	90.0	26.5	100.0	28.6

(注) 1 本表は、当局の調査結果に基づき作成した。

2 大阪府の電線共同溝整備完了済み道路延長（a）及び電線共同溝の指定道路延長（b）は、上下線含めた延長である。

3 大阪府及び堺市の「電線共同溝整備完了済み道路延長」は、大阪府は平成21年度～25年度、堺市は16年度～25年度の延長であり、これ以外は把握していない。

2 無電柱化の推進体制の整備状況

(1) 地方ブロック無電柱化協議会等の活動状況

ア 近畿地区無電柱化協議会等の開催状況等

調査結果	説明図表番号
(ア) 近畿地区無電柱化協議会等の開催状況 近畿地区2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における、無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として、平成22年9月22日に「近畿地区無電柱化協議会」（以下「協議会」という。）が設置され（当初は、昭和61年1月23日に「近畿地区電線地中化協議会」が設置され、その後名称変更）、事務局は近畿地方整備局道路部道路管理課（以下「協議会事務局」という。）が行っている。 協議会規約では、無電柱化の計画に関する事項、無電柱化の費用負担等に関する事項、無電柱化に関わる技術的事項等について調整・協議を行うとされている。 また、協議会の下部組織として、幹事会及び府県に地方部会が設置され、地方部会として、大阪府には平成22年6月15日に「大阪府無電柱化地方部会」（以下「部会」という。）が設置されており、（当初は、平成8年1月30日に「大阪府電線類地中化地方部会」が設置され、その後名称変更）、幹事会は協議会に提出する事項を、部会は幹事会に提出する事項を検討している。また、協議会規約にはないが、協議会構成機関等の無電柱化施策に係る実務担当者を対象として担当者会議が設置され、近畿地区における無電柱化推進計画（以下「推進計画」という。）の進捗状況等の情報共有や協議会及び幹事会における協議事項についての事前調整等が行われている。 今回、当局が、第5期（平成16年度～20年度）以降の推進計画策定に係る、協議会、幹事会、担当者会議及び部会の開催状況を調査したところ、次の状況となっている。	表2-(1)-①～③
① 協議会 協議会は、第5期推進計画策定のために、平成16年3月11日に開催され、当該計画を決定（最終合意形成）しているが、これ以降、現在まで協議会は開催されておらず、第6期推進計画（平成21年度～25年度）は、次で述べる幹事会で決定されている。 ② 幹事会 幹事会は、上記協議会に先立って、平成16年3月2日に開催され、第5期推進計画に係る概要説明等が行われている。 その後、22年9月22日に開催され、平成21年度以降の無電柱化に係る国の基本方針である「無電柱化に係るガイドライン」の説明、第6期推進計画に係る概要説明等が行われ、当該計画は幹事会で決	表2-(1)-④ 表2-(1)-④

定されている。 第6期推進計画が協議会ではなく幹事会で決定された理由について、協議会事務局では不明としている。 ③ 担当国会議 担当国会議は、平成16年度、21年度及び24年度に各1回、25年度に2回の計5回開催されており、会議の内容は、21年度は、第5期推進計画の進捗状況と第6期に向けての取組等、24年度は第6期推進計画の進捗状況等、25年度はいずれも第6期推進計画の合意状況と第7期推進計画の策定に向けての情報提供等となっている。 ④ 部会 部会は、平成20年度を除き毎年度1回又は2回開催されており、平成16年2月3日及び21年8月31日に開催された部会では、それぞれ、大阪府内における第5期推進計画（平成16年度～20年度）、第6期推進計画（21年度～25年度）を決定（部会の最終合意形成）し、これ以外に開催される部会では、これら推進計画に係る新規追加箇所及び計画取下げ等の決定、無電柱化事業に係る最近の動向や新たな取組等についての情報提供等が行われている。	表2-(1)-④ 表2-(1)-⑤
(イ) 協議会等の開催に係る意見等 a 協議会事務局 協議会及び幹事会が5年毎に開催されていることについて、協議会事務局では、協議会の主たる目的は、国が策定する無電柱化に係る5か年計画に基づき、近畿ブロックにおける5年間の推進計画を策定している。 b 協議会構成員 調査した協議会の構成員（近畿管区警察局、近畿総合通信局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、関西電力、NTT西日本）からは、協議会は無電柱化対象箇所について関係機関幹部による最終合意形成の場であり、また、規約では必要があればその都度開催できることになっている等として、開催回数や開催時期についての意見・要望は特になかった。	表2-(1)-⑥

(説 明)

(ア) 近畿地区無電柱化協議会等の開催状況

a 国の無電柱化に係る取組状況

国は、次表のとおり、昭和61年から6期にわたり電線類の地中化、無電柱化を進めている。

表 2-(1)-① 国の無電柱化に関する計画等の推移

計画名 (計画 期間)	第 1 期電線 類地中化計 画 (昭和 61 年度～平成 2 年度)	第 2 期電線 類地中化計 画 (平成 3 年 度～6 年 度)	第 3 期電線 類地中化計 画 (平成 7 年 度～10 年 度)	新電線類地 中化計画 (平成 11 年度～15 年度)	無電柱化推 進計画 (平成 16 年度～20 年度)	無電柱化に 係るガイド ライン (平成 21 年度～)
整備対 象地域	・電力需要 の高い大都 市地域中心	・地方都市や計画地区等 に対象を拡大 ・電力需要の増大が見込 まれる地域への先行的整備		・中規模商 業地域、住 宅地域に整備 対象を拡大	・街中の幹線道路に加え、 主要な非幹線道路に整備 対象を拡大	
計画に 掲げる 目標	おおむね 10 年間で 1,000km 程 度	平成 7 年度 までの 5 年 間で 1,000km 程 度	平成 7～11 年度までに 2,000km 程 度	平成 11～ 17 年度ま でに 3,000km 程 度	・市街地幹 線道路の無 電柱化率を 9%→17% に ・政令指定 都市等の主 要道路の無 電柱化率を 48%→58% に ・面的整備 を推進すべ き地区の 7 割で整備着 手	— ※社会資本 整備重点計 画(平成 24 年 8 月 31 日閣議決 定)におい て、平成 28 年度までに 18%にする こととされ ている。

(注) 国土交通省のホームページに基づき、当局で作成した。

電線類の地中化について、国（キャブシステム研究委員会）は、昭和 60 年 10 月に「第 1 期電線類地中化計画」を策定し、この中で、地中化の進め方として、必要に応じ道路管理者、電線管理者、学識経験者からなる協議会を地域ブロックごとに設置することとされ、構成員の意見を十分反映した調整を踏まえ、計画的に進めるとしている。

また、平成 11 年 3 月に、国（電線類地中化推進検討会議）は、「新電線類地中化計画」を策定し、地中化の推進計画の策定について、円滑で効果的な地中化の事業実施に資するため、都道府県単位などの地方部会の意見を反映することとされている。

b 協議会設置の経緯等

国の無電柱化の推進を図るために、次表のとおり、地域ブロック毎に協議会を設置し、都道府県単位には地方部会を設置することとなっている。

協議会には、下部組織等として、幹事会及び担当者会議が置かれ、部会には下部組織等は置かれていない。

表 2-(1)-② 国の無電柱化推進計画推進に係る体制（協議会及び地方部会の設置等）

計画名	記載内容【抜粋】
第 1 期電線類地中化計画 (S61～H2)	3. 地中化の進め方 (1) 電線類の地中化については <u>必要に応じ道路管理者、電線管理者、学識経験者からなる協議会を設置し、構成員の意見を十分反映した調整を踏まえ、道路管理者が設置するキャブシステムによる地中化については道路管理者が、単独地中化については各電線管理者がそれぞれ 5 年間の基本構想を策定し、これに従い計画的に進めるものとする。</u> <u>注 1) 協議会は地域ブロック毎に設けるものとする。</u>
新電線類地中化計画 (第 4 期、H11～15)	5. 地中化の進め方 (4) 地中化の推進計画の策定及び推進体制 <u>全国 10 ブロックごとの、道路管理者、電線管理者、地方自治体等関係者からなる電線類地中化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、地中化の実施箇所、地中化方式等をまとめた推進計画を策定して、計画的に進めるものとする。</u> <u>その際、円滑で効果的な地中化の事業実施に資するため、都道府県単位などの地方部会の意見を反映することとする。</u> また、電線類地中化協議会において、適宜、当該ブロックの進捗状況を把握するものとする。
【参考】 無電柱化に係るガイドライン (第 6 期、H21～)	2. 無電柱化の進め方について 3) 整備を進めるにあたっての体制 ① <u>全国 10 ブロック毎の道路管理者、電線管理者、地方公共団体等の関係者からなる地方ブロック無電柱化協議会において、構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画をとりまとめ、円滑に進めるものとする。</u> ② <u>同協議会においては、都道府県単位などの地方部会の意見を反映するものとする。</u>

(注) 1 「第 1 期電線類地中化計画」、「新電線類地中化計画」及び「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、当局で作成した。

2 下線は当局が付したものである。

近畿地区では、2 府 5 県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点並びに電気及び電気通信事業の健全な発展の観点から、無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として、昭和 61 年 1 月 23 日に「近畿地区電線地中化協議会」が設置され、その後、22 年 9 月 22 日に現在の「近畿地区無電柱化協議会」（以下「協議会」という。）に名称変更され、その事務局は、近畿地方整備局道路部道路管理課に置かれている。

協議会の規約では、協議会は、無電柱化の計画に関する事項、無電柱化の費用負担等に関する事項、無電柱化に関わる技術的事項等について調整・協議を行うとされ、また、協議会には、幹事会及び地方部会を設けることとし、幹事会は協議会に提出する事項を、地方部会は各府県に設け、幹事会に提出する事項を検討するとされている。

さらに、規約には規定されていないが、協議会構成機関等の無電柱化施策に係る実務担当者を対象とした担当者会議が設けられ、近畿地区における無電柱化推進計画（以下「推進計画」という。）の進捗状況等の情報共有や協議会及び幹事会における協議事項についての事前調整等を行っている。

協議会の「近畿地区無電柱化協議会規約」及び部会の「大阪府無電柱化地方部会設置要領」の概要は次のとおりである。

表 2-(1)-③ 近畿地区無電柱化協議会及び大阪府無電柱化地方部会の目的、協議事項等

協議会等名	区 分	内 容
近畿地区無電柱化協議会	目的 (第 1 条)	本協議会は、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点から、近畿地区における今後の無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として設置する。
	協議事項 (第 2 条)	本協議会は、次の事項について調整・協議を行うものとする。 一、無電柱化の計画に関する事項。 二、無電柱化の費用負担等に関する事項。 三、無電柱化に係わる技術的事項。 四、その他無電柱化に関して必要な事項。
	構成 (第 3 条)	1 協議会は、別表－1 に掲げる委員で構成する。 2 協議会の会長は、国土交通省近畿地方整備局道路部長をもってあてて。 3 協議会の副会長は、会長を補佐し、経済産業省近畿経済産業局資源エネルギー環境部長、総務省近畿総合通信局情報通信部長をもってあてて。 4 本協議会に幹事会及び地方部会を設ける。
	幹事会 (第 5 条)	1 幹事会は、別表－2 に掲げる会員で構成する。 2 幹事長は、国土交通省近畿地方整備局道路情報管理官をもってあて、幹事会は必要に応じて幹事長が召集する。 3 幹事会は、協議会に提出する事項について検討するものとする。
	地方部会 (第 6 条)	1 地方部会は、各府県に設ける。 2 部会長及び事務局は、第 6 条第 1 項に掲げる府県を代表する幹事及びその部署をもってあて、地方部会は必要に応じて部会長が召集する。 3 地方部会は、幹事会に提出する事項について検討するものとする。
大阪府無電柱化地方部会	目的 (第 1 条)	大阪府無電柱化地方部会（以下「地方部会」という。）は、近畿地区無電柱化協議会（以下「協議会」という。）規約第 3 条第 4 項に基づき、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点並びに電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点から、大阪府下における無電柱化の計画的かつ円滑な推進を図ることを目的として設置する。
	協議事項 (第 2 条)	地方部会は、次の事項について協議・調整を行い、必要に応じて協議会へ提案するものとする。 (1) 無電柱化の計画に関する事項。 (2) 無電柱化の費用負担等に関する事項。 (3) 無電柱化に係わる技術的事項。 (4) 上記以外に協議会へ提案する事項。 (5) その他、無電柱化に関して必要な事項。
	構成 (第 3 条)	1 地方部会は、別表に掲げる委員で構成する。 2 地方部会の部会長は、大阪府都市整備部交通道路室道路環境課長をもってあてて。 3 地方部会の代表委員は、会長を補佐し、大阪府都市整備部交通道路室環境整備グループ課長補佐をもってあてて。

(注)「近畿地区無電柱化協議会規約（平成 22 年 9 月 22 日改訂）」及び「大阪府無電柱化地方部会設置要領（平成 22 年 6 月 15 日改訂）」に基づき、当局で作成した。

c 協議会等の開催状況

第5期（平成16年度～20年度）以降の無電柱化推進計画策定に係る、協議会、幹事会及び担当者会議の開催状況は、次表のとおり、協議会は、第5期無電柱化推進計画策定のために、平成16年3月11日に開催されて以降、現在まで開催されていない。

幹事会は、平成16年3月2日に上記協議会に先立って開催され、その後、22年9月22日に開催され、平成21年度以降の無電柱化に係る国の基本方針である「無電柱化に係るガイドライン」等の説明、第6期無電柱化推進計画に係る概要説明等が行われ、当該計画は幹事会で決定されている。

担当者会議は、平成16年度、21年度及び24年度に各1回、25年度に2回の計5回開催されている。

表 2-(1)-④ 近畿地区無電柱化協議会等の開催状況（平成15年度～25年度）

年度	開催日	会議名	主な議題（協議内容等）	備考
平成15	平成16年 3月2日	幹事会	○第5期推進計画の概要説明（整備規模等）	
	16年 3月11日	協議会	○第5期推進計画の報告及び決定	
16	17年 3月2日	担当者会議	○中央での検討状況、合意状況等	
21	22年 3月5日	担当者会議	○第5期推進計画の進捗状況、今後の取組み等	
22	22年 9月22日	幹事会	①無電柱化推進計画（5期計画）の進捗状況について ②今後の無電柱化事業の取組について ③府県地方部会の開催状況、無電柱化候補箇所の合意状況について ④ガイドラインに基づく実施予定箇所、整備の考え方について ⑤近畿地区電線地中化協議会の規約の改訂について	幹事会において第6期推進計画が決定されたため、協議会は未開催。
24	25年 2月19日	道路管理者 担当者会議	①第6期推進計画の進捗状況 ②無電柱化事業の進捗における課題と解決 ③抜柱の推進	
25	25年 8月5日	担当者会議	①無電柱化に係るガイドラインの次期計画の策定に関して ②第6期無電柱化推進計画 近畿地方整備局 都道府県・道路管理者別合意状況 ③第7期無電柱化推進計画策定スケジュール（案） ④第7期無電柱化推進計画 目標整備延長（近畿地方整備局）	
	25年 12月2日	担当者会議	①第6期無電柱化推進計画 近畿地方整備局 都道府県・道路管理者別合意状況について ②第7期無電柱化推進計画（仮称）について	

（注）1 当局の調査結果による。

2 協議会の名称は、平成22年9月22日開催の幹事会までが「近畿地区電線地中化協議会」であり、それ以降は「近畿地区無電柱化協議会」である。

部会は、次表のとおり、平成20年度を除き毎年度1回又は2回開催されており、

平成 16 年 2 月 3 日及び 21 年 8 月 31 日に開催された部会では、それぞれ、大阪府内における第 5 期無電柱化推進計画（平成 16 年度～20 年度）、第 6 期無電柱化推進計画（21 年度～25 年度）を決定（部会の最終合意形成）している。

表 2-(1)-⑤ 大阪府無電柱化地方部会の開催状況（平成 15 年度～25 年度）

年度	開催日	主な議題（協議内容等）	備考
平成 15	平成 16 年 2 月 3 日	○無電柱化推進計画箇所（第 5 期）の提案について	第 14 回
	16 年 3 月 26 日	①無電柱化推進計画の追加箇所について ②無電柱化推進計画の費用負担等スキームについて	第 15 回
16	17 年 2 月 14 日	①無電柱化推進計画箇所の新規追加箇所について ②無電柱化推進計画における最近の国の動向及び取組について	第 16 回
17	18 年 2 月 20 日	①無電柱化推進計画箇所の新規追加箇所について ②電線共同溝事業における新たな取組 ③大阪府からのお知らせ	第 17 回
18	19 年 3 月 14 日	①無電柱化推進事業の新規追加箇所について ②景観法の活用について	第 18 回
19	20 年 3 月 26 日	○無電柱化推進事業の新規追加箇所について	第 19 回
20	（未開催）	—	
21	21 年 8 月 31 日	○第 6 期無電柱化推進計画箇所の提案について	第 20 回
22	22 年 6 月 15 日	①無電柱化に係るガイドラインの新規提案箇所について ②無電柱化に係るガイドラインについて ③大阪市より報告事項 ④地方部会規約の改訂について	第 21 回
	22 年 9 月 13 日	○無電柱化に係るガイドラインの一部修正及び新たな箇所の提案	第 22 回 書面で開催
23	23 年 6 月 24 日	①無電柱化に係るガイドラインの新規提案箇所について ②不調箇所の取下げについて	第 23 回
24	24 年 7 月 17 日	①無電柱化に係るガイドラインの新規提案箇所について ②同意箇所の取下げについて ③同意延長の修正について ④電線共同溝等の導入促進について	第 24 回
25	25 年 7 月 16 日	①無電柱化に係るガイドラインの新規提案箇所について ②大地震・津波に強い情報通信インフラの構築に向けた近畿総合通信局情報通信部の主な取組	第 25 回

（注） 1 大阪府（道路環境課）提出の資料に基づき、当局で作成した。

2 地方部会の名称は、第 21 回（平成 22 年 6 月 15 日開催）までは「大阪府電線類地中化地方部会」、第 22 回（22 年 9 月 13 日開催）からは「大阪府無電柱化地方部会」である。

表 2-(1)-⑥ 調査対象機関における協議会等の構成員としての役割、意見等

区分	調査対象機関名	構成員		構成員としての役割、意見等
		協議会	大阪府部会	
国の機関	近畿地方整備局 (建政部 都市整備課)	○		- 管内の自治体等が実施する面整備事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）及び都市計画事業（街路事業）に係る所管官庁の立場として参加している。 - 協議会に参加することにより、無電柱化推進計画において、今後5年間に管内における都市整備等に関連する事業の中で無電柱化事業がどの程度予定されているかが把握できる。
	近畿地方整備局 大阪国道事務所	○ (注)	○	特になし
	近畿総合通信局 (情報通信部 電気通信事業課・放送部有線放送課)	○	○	- 協議会及び部会には、電気通信事業法等の所管官庁として構成員になっていると理解している。 - 協議会等に参加することにより、管内の無電柱化に係る取組の動向について情報共有することができるとともに、総合通信局における施策・取組（地震、津波等の災害に対する情報通信インフラの構築等）について、他の構成員に対し周知する機会が持てる。 - 協議会は、規約で必要があればその都度開催できることになっている。また、協議会、部会いずれも開催に当たっては日程の照会があるので、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
	近畿経済産業局 (資源エネルギー環境部 電力事業課)	○		- 協議会に参加することで、管内における無電柱化に係る情報が把握できるものの、近年は電力会社や道路管理者からの照会等は無く、無電柱化事業の実績等も把握していない。 - 所掌事務等からみて、協議会において特段意見等を言う事項はない。 - 協議会は、今後5年間ににおける無電柱化対象箇所について、関係機関の幹部により最終合意形成を行う場であり、また、規約で必要があればその都度開催できることになっていることから、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
	中部近畿産業保安監督部近畿支部(電力安全課)		○	- 地方部会の構成員となった経緯は不確かであるが、電力の保安を所管する立場から、電線を地中化する際の技術的な助言を行うために参加したものと考えられる。 - 協議会が設置された当時は、電線共同溝の工事を行う場合、電気設備の技術基準（通商産業省令）に基づき、特殊設計施設に係る認可（通商産業大臣又は地方通商産業局長）が必要な施設があったが、平成9年の同基準の改正により、当該認可申請は廃止され、技術審査が必要な特別な工法ではなくなった。 - 近年は、電力会社や道路管理者から技術的な照会等は無く、無電柱化事業の実績等も把握していないことから、地方部会に参加しても、権限的・所掌事務的に特段意見等を言う事項はない。 - 部会は毎年開催されており、開催に当たり、日程について事前に照会があるので、開催時期等について特に意見は無い。
	近畿管区警察局 (広域調整部 広域調整第二課)	○		- 交通管理者（信号機設置者、道路使用許可権者等）である府県警察本部の調整官庁として参加しているが、無電柱化に直接関係するのは、各府県地方部会の構成員である各府県の警察本部である。管区警察局では、無電柱化事業において複数府県に関係するような事項があれば、その調整を行っている。 - 警察庁としては、無電柱化事業に係る関心は高く、例えば、警察庁で開催された会議等においても、全国の交通安全施設等

				担当者に対して、信号機に係る敷設等については、他の機関と足並みをそろえて行うよう口頭で指示があった。 ・協議会等の機会を活用して、無電柱化の状況等を把握するなど、関係行政機関等と連携を図りたい。 ・協議会は、規約で必要があればその都度開催できることになっていることから、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
地方公共団体	大阪府（都市整備部交通道路室道路環境課） 【部会事務局】	○		・道路管理者の立場として協議会に参加しており、国の無電柱化に係る動向や他府県における無電柱化の状況等が把握できる。 ・協議会は、規約で必要があればその都度開催できることになっており、開催に当たり日程について事前に照会もあることから、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
	大阪府（都市整備部市街地整備課）		○	・大阪府内で実施される面整備事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）等について、国に対する交付金申請の取りまとめ等を行っている立場として参加している。 ・部会に参加することにより、市町村等が計画している面整備事業等において、どの箇所が無電柱化事業が予定されているか等の情報が把握できる。
	大阪府警察本部（交通部 交通規制課）		○	・特になし
	大阪市（建設局道路部 道路課）	○	○	・特になし（道路管理者の立場として参加している。） ・協議会、部会いずれも開催に当たっては日程の照会があるので、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
	堺市（建設局道路部 道路整備課）	○	○	・構成員として参加し、他市との意見交換や情報収集の場としても捉えている。 ・協議会、部会いずれも開催に当たっては日程の照会があるので、開催回数や開催時期について特に意見は無い。
事業者（電線管理者）	関西電力	○	○	・協議会及び部会は、無電柱化整備路線の合意形成の場であり、無電柱化計画を策定していくうえで、必要不可欠な会議体であると考え。特に、協議会は、今後5年間における無電柱化対象箇所について、関係機関の幹部により最終合意形成を行う場であり、当社においても無電柱化に係る予算確保に当たって、協議会での計画決定（合意形成）の持つ意義は大きい。 ・協議会は規約で必要があればその都度開催できることになっている。また、部会は毎年開催されており、協議会、部会いずれも開催に当たっては日程の照会があるので、開催回数や開催時期について特に意見は無い。 ・協議会については、構成員が各機関の幹部であり、開催に当たって、召集のための日程調整が大変だと考える
	NTT 西日本（エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱を含む。）	○	○	・協議会及び部会は、今後の無電柱化推進計画（整備予定箇所）について合意形成を行う場であり、特に、協議会は、今後5年間における計画（対象箇所）について、関係機関の幹部において最終合意形成を行うものであり、当社においても無電柱化に係る事業計画策定や予算確保に当たって、協議会での計画決定（合意形成）の持つ意義は大きい。 ・協議会は規約で必要があればその都度開催できることになっている。また、部会は毎年開催されており、協議会、部会いずれも開催に当たっては日程の照会があるので、開催回数や開催時期について特に意見は無い。

（注） 1 当局の調査結果による。

2 近畿地方整備局大阪国道事務所は、近畿地区無電柱化協議会の幹事会の構成員である。

イ 協議会等構成員との連携等

調査結果	説明図表番号
(ア) 協議会等の構成 a 近畿地区無電柱化協議会の構成 協議会は、協議会規約に基づき、国の5行政機関（近畿管区警察局、近畿総合通信局、近畿経済産業局、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び近畿地方整備局）、管内2府5県及び4政令市並びに電気事業者・電気通信事業者等4事業者（関電、NTT 西日本等）の計20機関等（委員数25名）で構成されている。 また、幹事会は、協議会規約に基づき、上記20機関等に1事業者（エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社）を加えた計21機関等（会員数44名）で構成されている。 b 大阪府無電柱化地方部会の構成 部会は、部会設置要領に基づき、上記協議会の構成員に準じ、大阪府内にある国の4行政機関等（近畿総合通信局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿地方整備局（大阪国道事務所及び浪速国道事務所）及び独立行政法人都市再生機構）、4自治体等及び10事業者の計18機関等（委員数27名）で構成され、これらには、土地区画整理事業等を行う部署・機関等も含まれている。 (イ) 協議会及び部会相互間並びにこれら構成員相互間における連携等 今回、当局が、協議会及び部会相互間並びにこれらの構成員である近畿管区警察局、近畿総合通信局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部及び電線管理者（関電及びNTT 西日本）相互間それぞれにおける連携等について調査したところ、次の状況がみられた。 a 協議会における構成員に対する情報提供（周知等） 協議会事務局では、これまで協議会が行った構成員への無電柱化の推進に関する情報提供として、平成22年9月開催の幹事会において、電線地中化以外の軒下配線方式や裏配線方式による無電柱化を構成員に周知したとしているが、これ以前については周知した資料が残っていないとしている。 また、平成25年9月2日に「道路法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第30号）が施行され、i）防災上の観点から重要な道路における占用の禁止又は制限を行うことが可能となったこと（道路法第37条）、ii）電線共同溝への電線の敷設工事に係る無利子貸付制度が創設されたこと（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）第4条）に対しては、協議会及び部会では周知は行われていない。	表 2-(1)-⑦ 表 2-(1)-⑦

これについて、協議会事務局及び部会事務局では、「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（平成25年10月18日付け国道政第50号国土交通省道路局長通知）が全道路管理者（各都道府県知事、各市町村長等）に発出されており、また、道路管理者以外の協議会及び部会の他の構成員にも周知されていると認識しているためとしている。 例えば、電線管理者である関電では、電気事業連合会から、また、NTT西日本では、NTT（持株会社）から、それぞれ25年10月に前出「道路法等の一部を改正する法律の施行について」の写しの提供を受けている。 b 近畿管区警察局 近畿管区警察局は、無電柱化に直接関係するのは、地方部会の構成員である各府県の警察本部であり、複数府県に関係するような事項があれば、その調整を行うとしている。 また、近畿管区警察局は、警察庁としても無電柱化事業に係る関心は高く、例えば、警察庁で開催された会議等においても、全国の交通安全施設等担当者に対して、信号機に係る敷設等については、他の機関と足並みをそろえて行うよう口頭で指示があったところであり、協議会等に参加して、無電柱化の状況等を把握するなど、関係機関と連携を図りたいとしている。 c 近畿総合通信局 近畿総合通信局は、電気通信事業法等の所管官庁として、協議会及び部会の構成員となっており、最近では、無電柱化の導入促進や地震、津波等の災害に対する情報通信インフラの強化に向けた働きかけなどを行っているとしている。 また、同通信局（情報通信部電気通信事業課）では、平成23年12月28日に総務省の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」最終とりまとめの中で、「伝送路の地中化は、津波対策等の観点から有効な手段と考えられることから、自治体電線共同溝等の導入促進に向けて、地方ブロック無電柱化協議会への働きかけを進める。」とされたことに関して、24年3月13日に協議会事務局に対して、協議会等の場において、関係者に周知を行いたい旨協議している。 この結果、近畿総合通信局は、南海トラフ地震で津波による被害が大きいと想定される兵庫県無電柱化地方部会（24年5月31日開催）及び大阪府無電柱化地方部会（24年7月17日開催）で周知を行っている。 しかし、南海トラフ地震で津波による被害が大きいと想定される	表 2-(1)-⑧
--	------------------

和歌山県に対しては、24年度に和歌山県の地方部会が開催されないことから周知は行われていない。また、京都府の地方部会（24年3月22日開催）で周知を行うことについて、協議会事務局に事前協議したところ、事務局から、津波対策が必要な地区は、兵庫県、大阪府及び和歌山県であり、京都府の日本海側は想定していないとされたことから、同通信局では、当該見解と会合の趣旨を踏まえ行わなかったとしている。 また、上記の最終とりまとめの中では、伝送路の地中化は、津波対策のほか、震災による液状化や火災への対策の観点からも有効であるとされていることから、南海トラフ地震に特定することなく、他の災害等を想定して、同通信局管内の府県に対して周知を行うことは効果的と考えられる。 同通信局では、上記協議会及び部会への働きかけ以外に、近畿管内の自治体を訪問したときに、災害に備えた情報伝達手段の確保に係る取組の一つとして、「電線共同溝等の導入促進」を紹介するための資料を作成し、平成25年度は28か所に配布している。 d 近畿経済産業局 近畿経済産業局は、同局の所掌業務において、会議に出席しても他の構成員と特段連携を図る事項はないとしている。 e 中部近畿産業保安監督部近畿支部 中部近畿産業保安監督部近畿支部では、ブロック協議会が設置された当時は、電線共同溝の工事实施に当たり、電気設備の技術基準（通商産業省令）に基づき、特殊設計施設に係る認可（通商産業大臣又は地方通商産業局長の認可）が必要な施設があったが、平成9年に同基準が改正され、当該認可申請は廃止され、技術審査が必要な特別な工法ではなくなったとして、現在では地方部会に参加しても他の構成員と特段連携を図る事項はないとしている。	
--	--

（説 明）

（ア）協議会等の構成

協議会、幹事会及び部会の構成は、次のとおりである。

表 2-(1)-⑦ 近畿地区無電柱化協議会、同幹事会、大阪府無電柱化地方部会の構成員

協議会等名	近畿地区無電柱化協議会	近畿地区無電柱化協議会 幹事会	大阪府無電柱化地方部会
事務局	近畿地方整備局 道路部道路管理課		大阪府都市整備部 交通道路室道路環境課
構成員名称	委員 [25 名]	会員 [44 名]	委員 [27 名]
機関数	20 機関	21 機関	18 機関

国の機関等	○近畿地方整備局[4] ○近畿経済産業局[1] ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局[1] ○近畿総合通信局[3] ○近畿管区警察局[1]	○近畿地方整備局（道路部[7]、建政部[1]、国道事務所・河川国道事務所[12]） ○近畿経済産業局（資源エネルギー環境部[1]） ○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局[1] ○近畿総合通信局（情報通信部[1]、放送部[1]） ○近畿管区警察局[1]	○近畿地方整備局（国道事務所[2]） ○中部近畿産業保安監督部近畿支部[1] ○近畿総合通信局（情報通信部[1]、放送部[1]） ○独立行政法人都市再生機構（西日本支社[1]）
地方公共団体	○7府県〔計7〕 （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県[各1]） ○4政令市〔計5〕 （京都市[1]、大阪市[2]、堺市[1]、神戸市[1]）	○7府県〔計7〕 （福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県[各1]） ○4政令市〔計5〕 （京都市[1]、大阪市[2]、堺市[1]、神戸市[1]）	○大阪府〔計7〕 （都市整備部道路環境課[3]、同道路整備課[1]、同市街地整備課[3]） ○大阪府警察本部[1] ○2政令市〔計2〕 （大阪市[1]、堺市[1]）
事業者等	○関西電力㈱[1] ○北陸電力㈱[1] ○西日本電信電話㈱[1] ○(社)日本ケーブルテレビ連盟近畿支部[1]	○関西電力㈱[1] ○北陸電力㈱[1] ○西日本電信電話㈱[1] ○エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱[3] ○(社)日本ケーブルテレビ連盟近畿支部[1]	○関西電力㈱[2] ○西日本電信電話㈱[1] ○エヌ・ティ・ティ・インフラネット㈱[1] ○(財)京阪神ケーブルビジョン[1] ○(株)ジェイコムウエスト[1] ○(株)ケイ・オブティコム[1] ○(株)USEN[1] ○キャンシステム㈱[1] ○KDDI㈱[1] ○ソフトバンクテレコム㈱[1]
備考	他に、オブザーバー（4事業者）、傍聴（3事業者）	（同左）	

（注） 1 近畿地区無電柱化協議会・同幹事会については、協議会規約（平成22年9月22日改訂）の別表－1及び別表－2、大阪府無電柱化地方部会については平成25年7月16日開催の地方部会委員名簿（直近の開催分）に基づき、当局で作成した。
2 []は人数である。

協議会の構成員の主な役割に関して、協議会事務局（近畿地方整備局道路部道路管理課）では、①近畿地方整備局（道路部及び国道事務所・河川国道事務所）並びに地方公共団体（7府県及び4政令市）は道路管理者、②事業者等（関西電力㈱、北陸電力㈱、西日本電信電話㈱及び(社)日本ケーブルテレビ連盟近畿支部）は電線管理者、③近畿経済産業局及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局は電気事業者の所管官庁、④近畿総合通信局は電気通信事業者及び有線放送事業者の所管官庁、⑤近畿管区警察局は交通管理者（信号機設置者、道路使用許可権者等）である各府県警察本部の調整官庁、⑥近畿地方整備局建政部は面整備事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業等）及び都市計画事業（街路事業）に係る所管官庁としている。

また、地方部会の構成員の主な役割に関して、部会事務局（大阪府都市整備部交通道路室道路環境課）では、①協議会の構成員の役割とおおむね同じであり、②中部近畿

産業保安監督部近畿支部は電気事業者の所管官庁、③大阪府市街地整備課及び独立行政法人都市再生機構は面整備事業等の担当部署、④大阪府警察本部は交通管理者（信号機設置者、道路使用許可権者等）としている。

（イ）協議会及び部会相互間並びにこれら構成員相互間における連携等

平成23年12月28日に総務省の「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」において最終とりまとめが行われ、その中で、「伝送路の地中化は、津波対策等の観点から有効な手段と考えられることから、自治体電線共同溝等の導入促進に向けて、地方ブロック無電柱化協議会への働きかけを進める。」とされた。

これを受けて、近畿総合通信局では、次のとおり、南海トラフ地震で津波による被害が大きいと想定される兵庫県無電柱化地方部会（24年5月31日開催）及び大阪府無電柱化地方部会（24年7月17日開催）で周知を行っている。

表 2-(1)-⑧ 「電線共同溝等の導入促進について」【抜粋】

（平成 24 年 7 月 17 日開催の第 24 回大阪府無電柱化地方部会配布資料）

平成 2 4 年 7 月 1 7 日	
大阪府無電柱化地方部会 構成員 各位	近畿総合通信局
電線共同溝等の導入促進について	
平素は、情報通信行政に対しご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 無電柱化の実施につきましては、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的街並みの保全等に資する箇所を選定して、地方ブロック協議会の構成員の意見を十分反映した協議により、実施予定箇所の計画を取りまとめ進められているところです。 昨年12月中央防災会議は、東日本大震災の被害を踏まえ、防災基本計画に津波災害対策編を新たに追加し、ライフライン施設等の機能の確保として、国及び地方公共団体は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとしています。 また、総務省では、平成23年4月から「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、東日本大震災において、災害時に重要な役割を担う通信インフラに広範囲にわたる通信途絶等の状態が生じたこと等を踏まえ、今後の大規模災害等に対応できるよう通信手段の確保に焦点を当て検討を行い、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について」を取りまとめ、昨年12月28日に公表しました。 今回の取りまとめでは、<u>東日本大震災で発生した津波により、多数の架空ケーブルや電柱等が被災し通信サービスの途絶の原因になったことや地中化された伝送路は、架空伝送路よりも津波による被害が少なかったこと。また、今回の震災において関東地方から東北地方にわたる広範囲で発生した液状化や、阪神・淡路大震災において被害を甚大なものとした火災への対策と言うことから伝送路の地中化は有効であると考えられるため、伝送路の地中化を図り、通信ネットワークの耐災害性を強化する観点から、自治体電線共同溝等の導入を促進するべきとしております。</u> こうした災害対策が示されたことから当地方部会の構成員各位におかれては、今後無電柱化を進めるにあたっては、津波などの災害対策に有効と思われる案件候補地について優先順位を上げていただき、電線共同溝等の導入を円滑に進めていただきますよう要請いたします。	

（注） 1 近畿総合通信局の提出資料に基づき、当局で作成した。

2 下線は当局が付したものである。

ウ 無電柱化の計画的推進のための住民への周知等

調査結果	説明図表番号
国は、昭和 61 年度から 6 期にわたり電線類の地中化、無電柱化を進めてきており、近畿地区では協議会等において無電柱化推進箇所を定めた第 6 期の推進計画（平成 21 年度～25 年度）を策定し、その推進を図っている。 しかし、無電柱化事業が行われた箇所で、沿道住民が引込み管路の設置に同意しない等により電柱の撤去が進まない事例も発生しているなど、無電柱化に対する住民の理解は十分ではない状況である。 このため、無電柱化を計画的に推進するためには、広く住民に対して、無電柱化の目的、効果等を周知・啓発し、理解を得ることが不可欠である。 今回、無電柱化に係る住民への周知等の状況を調査したところ、次の状況がみられた。 （ア）無電柱化の効果等に係る住民への周知等 住民に対する無電柱化の効果等に係る普及啓発について、協議会事務局及び部会事務局では、各構成員がそれぞれの立場で、ホームページ等において無電柱化事業の効果や実績等について情報提供を行い、周知・啓発等を行っているとして認識しているとしている。 今回、調査した近畿地方整備局、大阪国道事務所、大阪府、大阪府及び堺市における、無電柱化の目的、効果等についての住民への周知・啓発状況（ホームページの掲載内容）について調査したところ、大阪国道事務所、大阪府及び大阪府においては、それぞれのホームページに、無電柱化の効果や整備事例等が掲載されていたが、近畿地方整備局及び堺市では、次のとおりであった。 a 近畿地方整備局 近畿地方整備局では、同局ホームページの道路部のページに、電線類地中化の現状・役割（効果等）、電線類地中化計画、電線共同溝の説明等について掲載している。 しかしながら、①電線類地中化の現状として紹介している電線類地中化率の国際比較では、日本国内における地中化率が 1998 年（平成 10 年）時点の数値と古い、②掲載されている国の推進計画が第 4 期の「新電線類地中化計画」（平成 11 年度～15 年度）となっているなど、掲載内容が更新されていない。	表 2-(1)-⑨ 図 2-(1)-①、②

b 堺市

堺市では、無電柱化事業の効果や実績等について、住民に対する周知は特に行われていない。

(イ) 推進計画の公表

協議会及び部会では、策定した第6期推進計画（実施予定箇所）について公表は行っていない。

公表していない理由について、協議会事務局では、住民から予定箇所に係る照会等が特段ないこと等を挙げている。

また、公表する場合には、無電柱化推進計画をそのまま公表すると整備予定箇所が判明し、その後の、予算措置や地元との調整等により事業が実施できない場合の対応が難しいことも予想されることから、箇所名は伏せて全体の箇所数や整備延長数にするなど、公表内容は検討する余地があるとしている。

部会事務局では、過去の整備例や制度・仕組みをPRすることは、無電柱化を推進していく上で効果的と考えるが、具体的な箇所名を公表すると、沿線住民等に期待を持たせるとともに、推進計画が5か年での整備を確約するものではなく、予算措置等の理由で実施できなかった場合、今後の事業に影響をきたす場合もあるとしている。

また、今回、調査した近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市は、上記と同じ理由から、いずれも第6期推進計画の実施予定箇所等を公表しておらず、大阪国道事務所は、毎年度、当該年度に実施する無電柱化事業（平成26年度は10か所）に係る路線名、事業名、延長、箇所名（市町村）を公表しているが、今後の予定箇所等については公表していない。

しかし、推進計画を公表することは、無電柱化の取組について関係住民の理解を得て、計画的かつ円滑な事業実施を図るためには必要と思われる。

一方、協議会の構成員である京都市では、行政機関が策定する計画は原則として公表すべきであるとの考えから、第6期推進計画のうち京都市分のみを予算等事業着手の環境が整った路線から着手するとの説明を加えた上でホームページ上において公表しているが、混乱など公表したことによる支障は生じていないとしている。

したがって、近畿地方整備局は、無電柱化に係る住民の理解を深め、無電柱化を計画的に推進するために、次の措置を講ずること。

- ① 自らのホームページで公表している無電柱化に係る内容を更新すること。

② 協議会事務局である近畿地方整備局は、無電柱化の効果等の周知等を行っていない構成員に対して、協議会等の機会を活用して住民に周知等を行うよう助言・支援に努めること。 ③ 近畿地方整備局は、路線・箇所名、整備予定延長、事業実施予定時期等を明示した無電柱化事業の計画を管内の国道事務所ごとに公表に努めるとともに、協議会事務局である近畿地方整備局は、構成員に対して、協議会等の機会を活用して、各構成員の上記内容の推進計画の公表について検討するよう助言・支援に努めること。 さらに、近畿地区、大阪地区、京都地区等の無電柱化事業の全体像が分かるよう、協議会及び各部会において承認された推進計画の概要の公表について、関係者に働きかけるなど、必要な措置を検討すること。	
--	--

(説 明)

(ア) 住民全般に対する周知・啓発

今回、調査対象とした近畿地方整備局、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市における、無電柱化の目的、効果等についての住民全般に対する周知・啓発状況について、各機関のホームページの掲載内容等を調査したところ、次のとおりであり、堺市を除いては、いずれも無電柱化事業の効果や実績等に係る情報が掲載されている。

表 2-(1)-⑨ 調査対象機関における無電柱化に係る住民に対する周知・啓発状況

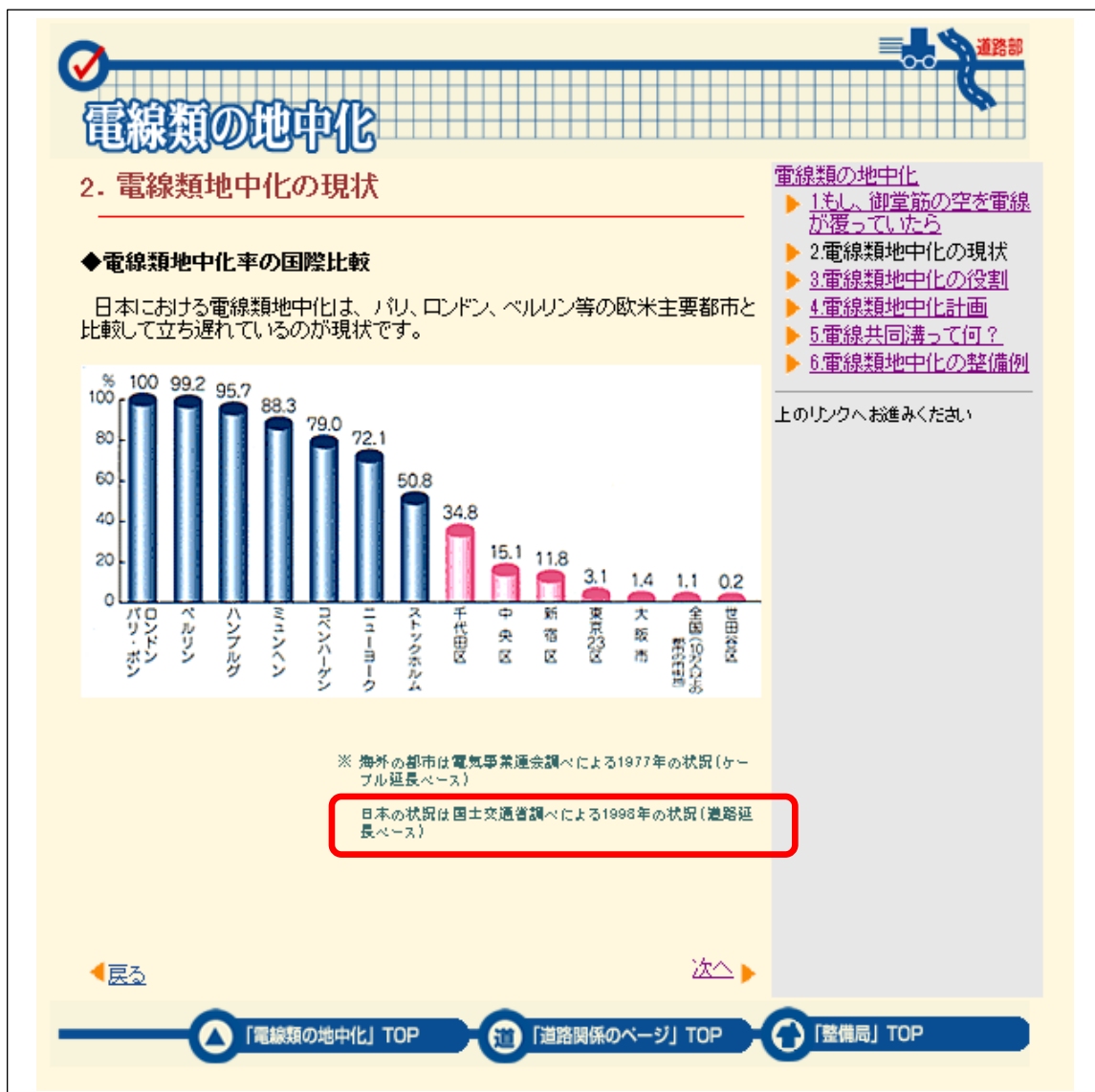
機関名	ホームページへの掲載状況・内容	備 考
近畿地方整備局	道路部のページに「電線類の地中化」として掲載。 (内容) ○ 1 もし、御堂筋の空を電線が覆っていたら ○ 2 電線類地中化の現状 ○ 3 電線類地中化の役割 ○ 4 電線類地中化計画 ○ 5 電線共同溝って何？ ○ 6 電線類地中化の整備例	電線類地中化率の国際比較 地中化の経緯と計画
大阪国道事務所	「無電柱化の推進」として掲載。 (内容) ○ 無電柱化事業の目的 ○ 電線共同溝とは ○ 平成 26 年度実施事業（電線共同溝事業 10 か所） ○ 無電柱化の主な事例（国道 176 号中桜塚電線共同溝事業）	事業着手中の 10 か所に係る路線名、事業名、延長、市区町村名 上記 10 か所のうち 1 か所の概要
大阪府	「平成 26 年度 交通道路施策のポイント」（都市整備部交通道路室作成）の中に、「道路の無電柱化」として掲載。 (内容) ○ 無電柱化の目的・効果 ○ 事業路線（国道 479 号（吹田市）、大阪枚岡奈良線	

	(東大阪市))	
	【管内土木事務所の状況】 i) 池田土木事務所：道路事業の紹介ページに「電線共同溝事業」として、事業目的と国道 173 号（池田市内）の事例、進捗状況を掲載。 ii) 茨木土木事務所：主要事業概要のページに「無電柱化事業」として、事業目的と府道大阪高槻京都線（吹田市内）の事例を掲載。 iii) 枚方土木事務所：施策・事業紹介のページに「電線の地中化」として、事業目的と主要地方道枚方交野寝屋川線（京阪樟葉駅周辺）の箇所名のみを掲載。 iv) 八尾土木事務所：八尾土木事務所の仕事のページに「電線類の地中化」として、事業目的と事例（箇所名無し）を掲載。 v) 富田林土木事務所：主な事業のページに「電線類の地中化（電線共同溝整備）」として、国道(旧)170 号（富田林市内）の事例、進捗状況、事業目的等を掲載。 vi) 鳳土木事務所：平成 26 年度鳳土木事務所の施策のポイント（案）のページに、事業の方針として「道路等の無電柱化、街並みの形成」の文言が掲載。 vii) 岸和田土木事務所：〔掲載無し〕	
大阪市	「無電柱化の推進」として掲載。 (内容) ○電線共同溝の説明 ○電線類地中化の効果 ○大阪市内における電線類地中化の現状と今後の予定 ○整備事例 ○「電線共同溝パンフレット」（大阪市建設局発行）	平成 22 年 3 月末現在の整備状況
堺市	〔無電柱化事業の効果や実績等に係る情報の掲載無し〕	

（注）当局の調査結果による。

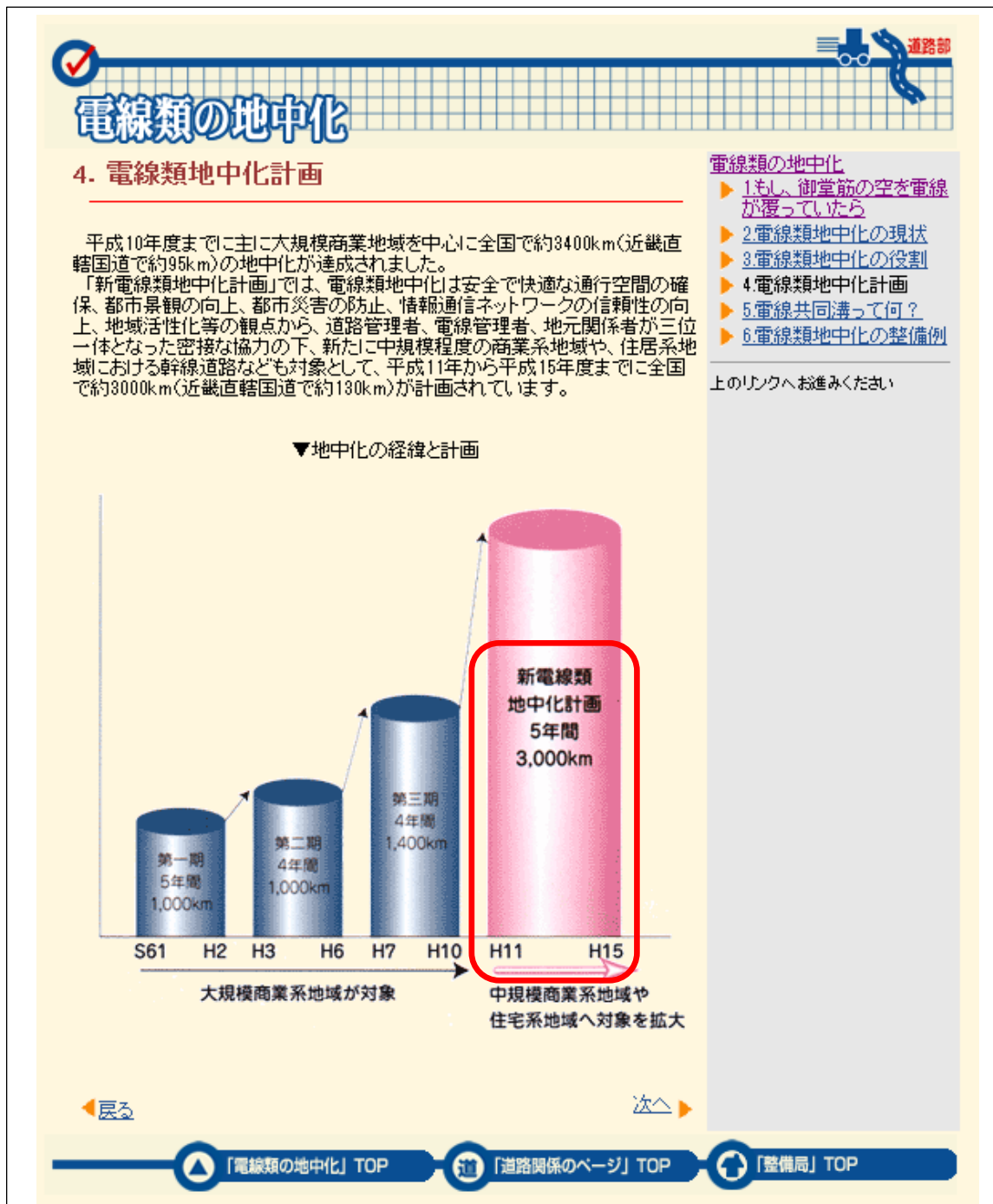
また、近畿地方整備局では、同局ホームページの道路部のページに、「電線類の地中化」として、電線類地中化の現状・役割（効果等）、電線類地中化計画、電線共同溝の説明等について掲載しているが、①電線類地中化の現状として紹介している電線類地中化率の国際比較では、日本国内における地中化率が 1998 年（平成 10 年）時点の数値と古い（図 2-(1)-①参照）、②掲載されている国の推進計画が第 4 期の「新電線類地中化計画」（平成 11 年度～15 年度）となっている（図 2-(1)-②参照）など、掲載内容が更新されていない。

図 2-(1)-① 近畿地方整備局ホームページの掲載内容「電線類地中化の現状」



- (注) 1 近畿地方整備局のホームページに基づき、当局で作成した。
2 図中の赤枠線は当局が挿入したものである。

図 2-(1)-② 近畿地方整備局ホームページの掲載内容「電線類地中化計画」



- (注) 1 近畿地方整備局のホームページに基づき、当局で作成した。
2 図中の赤枠線は当局が挿入したものである。

(2) 地方ブロック無電柱化協議会等による計画の策定・進捗管理状況

ア 協議会等における無電柱化推進計画の策定、進捗状況等

調査結果	説明図表番号
(ア) 無電柱化推進計画の策定方法 協議会事務局及び部会事務局では、平成22年2月に関係省庁等を構成メンバーとする無電柱化推進検討会議が策定した「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、近畿地区及び大阪府における第6期無電柱化推進計画を策定している。 当該推進計画の策定・決定方法について、協議会事務局では、管内各府県の地方部会が、平成21年度から25年度までの5年間に無電柱化事業を予定している箇所を積み上げ、決定したものを、協議会が第6期推進計画として決定・策定している。 協議会事務局では、当該計画は各部会の決定により策定されたものであることから、当該計画の内容等について各部会から調整事項等があれば、協議会において調整や協議を実施するとしている。 部会における第6期推進計画の策定・決定方法について、部会事務局では、地方部会開催前に大阪府内の道路管理者等に対し、平成21年度から25年度までの5年間に無電柱化事業を予定している箇所の報告を求め、報告があった箇所をそのまま積み上げて策定しているとしており、個別箇所に係る整備の必要性や優先度等（無電柱化路線の連続性、緊急輸送道路等）については、道路管理者等で検討の上、報告していることから、地方部会において特段調整や協議等は行っていないとしている。 (イ) 推進計画における目標設定状況 第6期無電柱化推進計画の整備目標値について、協議会事務局では、昭和61年度から平成20年度までの5期にわたる国の無電柱化に係る推進計画には整備目標値が定められていたが、平成21年度以降の国の「無電柱化に係るガイドライン」には整備目標値は定められていないことから、同推進計画では、電線管理者と合意された合意延長（当初330.904km）が整備目標値であるとしている。 また、大阪府部会の同推進計画においても、協議会と同様な取扱いとなっている。 (ウ) 推進計画の進捗状況 協議会事務局では、無電柱化事業等による整備済み箇所の把握は、5年毎に推進計画を定める際に開催する担当者会議で把握し、部会事務局でも協議会同様、5年毎に推進計画を定める際に実績等を把握している。	表 2-(2)-①

これについて、両事務局では、電線共同溝事業等の無電柱化事業に係る進捗状況の管理は、各道路管理者が行っており、推進計画を策定するときには、無電柱化の実績を反映させる必要があるので、協議会及び部会の前に開催する同協議会の担当国会議で把握するとしている。 今回、当局が、平成21年度～25年度にかけて無電柱化事業を行うとした第6期推進計画の進捗状況について、平成25年12月に開催した同協議会の担当国会議で配布した資料に基づき調査したところ、道路管理者及び電線管理者が合意した「合意延長」に対する進捗状況（事業実施中及び事業完了、平成25年8月末現在）は次のとおりである。 ① 近畿管内の進捗状況は、合意延長301.408kmに対し、事業完了及び事業実施中の延長は156.463km（51.9％）であり、約半分の144.945km（48.1％）が事業未実施となっている。 ② 大阪府内の進捗状況は、合意延長140.155kmに対し、事業完了及び事業実施中の延長は40.064km（28.6％）にとどまっている。 また、今回調査した大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市における、第6期推進計画に対する事業の進捗状況（平成26年6月調査日現在）は、次のとおりである。 ① 大阪国道事務所 整備延長20.750km（10か所）に対し、事業完了及び事業実施中の延長は8.790km（5か所）で、進捗率は42.4％ ② 大阪府 整備延長37.846km（28か所）に対し、事業完了及び事業実施中の延長は19.418km（17か所）で、進捗率は51.3％ ③ 大阪市 整備延長52.245km（64か所）に対し、事業完了及び事業実施中の延長は18.675km（22か所）で、進捗率は35.7％ ④ 堺市 整備延長2.370km（3か所）に対し、すべてが事業完了及び事業実施中で、進捗率100％ 進捗率が低調等となっている理由について、大阪国道事務所、大阪府及び大阪市では、推進計画の箇所については、無電柱化された道路のネットワーク（接続）等を考慮しながら、予算の範囲内で事業を実施する箇所を選定して事業に着手していることから、結果的に第6期内に着手することができなかったとしている。	表 2-(2)-②
---	------------------

また、道路管理者と電線管理者との合意形成ができていない状況についてみると、近畿管内の第6期推進計画では、整備延長 457.775km (550 か所) に対して、126.871 km (27.7%) が未合意となっており、また、大阪府部会の同推進計画では、整備延長 136.465km (172 か所) に対する未合意延長は 6.309km (4.6%) となっている。 これら、未合意となっている理由について、協議会事務局では、歩道が狭い箇所や地方部の電力・通信需要が少ない箇所においては、電線管理者との合意に至らなかったためとしている。また、部会事務局では、詳細は把握していないが、推進計画に「裏配線について協議中」と記載してあることから、無電柱化の手法等による未合意と認識しているとしている。	
(エ) 推進計画の項目 第6期推計画に記載されている項目は、事業対象箇所毎に、①市区町村名、②道路種別、③路線名、④起終点地名、⑤道路延長、⑥整備延長、⑦合意延長、⑧地中化の方式（無電柱化の手法）、⑨事業主体、⑩同時整備（道路改修、拡幅工事等）となっている。 また、部会の同計画でも、前述の⑩同時整備（道路改修、拡幅工事等）に関する事項の項目がないだけとなっている。 しかし、上記協議会及び部会の推進計画の項目には、事業実施予定箇所の実施時期や事業実績、前期から繰り越された箇所の繰越の理由等の項目がない。また、例えば、緊急輸送の妨げや景観の阻害となり重点的、優先的に無電柱化を推進すべきと考えられる箇所付けの項目もなく、無電柱化の進捗状況等を的確に把握できるものとなっておらず、無電柱化の実施状況等の検証にも活用できないものとなっている。	表 2-(2)-③
(オ) 推進計画の変更・見直しの状況 推進計画の変更・見直しについて、協議会事務局では、各府県の部会から追加箇所や計画箇所の取下げ、延長変更等の状況は把握しているものの、当該期当初の計画から変更、見直しは行っていない。 一方、部会事務局では、毎年開催する部会の前に、各道路管理者等に対し無電柱化事業の新規追加箇所について報告を求めており、また、計画箇所の取下げや延長変更については報告を求めているが、これらの報告も行われている。これらの報告があったものについては、地方部会で決定・見直しており、第6期推進計画の変更・見直しの実績は、追加箇所延長16.525km (51か所)、計画箇所の取下げ延長2.87km (9か所)、計画箇所の変更減延長0.069km (4か所) となっている。 協議会への報告について、部会事務局では、協議会規約に規定等はないが、運用上、協議会事務局及び部会構成員に対して報告しているとしている。	表 2-(2)-④

(カ) 推進計画の検証 協議会事務局では、平成 25 年 2 月 19 日に、管内の協議会構成員である道路管理者（近畿地方整備局、7 府県、4 政令市）の実務担当者を集めた「道路管理者担当者会議」において、無電柱化事業の推進における課題と解決について、議題として取り上げている。 これについて、配布資料の中で、i) 合意区間内における未事業の要因と割合、ii) 未合意区間における課題と割合について、それぞれ、近畿地方整備局が実施する直轄国道に係る事業と府県・政令市が実施する直轄国道以外の管理道路に係る事業に分けて分析等が行われ、把握しているほか、iii) 未抜柱の主な理由も把握している。 協議会事務局では、合意区間内における未事業の要因、未合意区間における課題等について、構成員の道路管理者から収集した情報を当該道路管理者にフィードバックしているものの、これらの要因、課題等に対する対応（解決方策等）、活用については、資料の所在が不明のため確認できないとしている。	表 2-(2)-⑤、⑥
---	-------------

(説 明)

(ア) 推進計画における目標設定

国の無電柱化推進計画における目標設定については、次のとおり、昭和 61 年度から平成 20 年度までの 5 期にわたる推進計画には整備目標値が定められていたが、21 年度以降の国の「無電柱化に係るガイドライン」には整備目標値は定められていない。

表 2-(2)-① 国の無電柱化に係る推進計画における整備目標値の状況

名 称	計画期間	整備目標値【記載内容の抜粋】
第 1 期電線類地中化計画	昭和 61 年度から平成 2 年度まで [第 1 期]	配電線については、今後概ね 10 年間で 1,000km 程度を目標
第 2 期電線類地中化計画	平成 3 年度から 6 年度まで [第 2 期]	平成 7 年度までの 5 年間で 1,000km 程度を目標
第 3 期電線類地中化計画	平成 7 年度から 10 年度まで [第 3 期]	平成 7 年度から 11 年度までの 5 年間に 2,000km 程度の地中化を実施することを目指す
新電線類地中化計画	平成 11 年度から 15 年度まで [第 4 期]	平成 11 年度から平成 17 年度(2005 年度)までに、3,000km 程度の地中化を実施することを目指す
無電柱化推進計画	平成 16 年度から 20 年度まで [第 5 期]	平成 16 年度から 20 年度までの 5 年間を計画期間とし、以下を目標として整備を進めるものとする。 ①市街地の幹線道路については、その無電柱化率を現在の 9 % から 17 % に向上させる。 ②政令指定都市、道府県庁所在地等の主要都市においてまちの顔となる道路の無電柱化率については、48 % から 58 % に向上させる。 ③くらしのみちゾーン、重要伝統的建造物群保存地区等、バリアフリー重点整備地区等、主要な非幹線道路も含めた面的整備を推進すべき地区については、概ね 7 割の地区で整備に着手する。
無電柱化に係るガイドライン	平成 21 年度から [第 6 期]	(整備目標値に係る記載無し)

(注) 表中の各計画等に基づき、当局で作成した。

(イ) 推進計画の進捗状況

今回調査した大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市における、第6期推進計画に対する事業の進捗状況（平成26年6月調査日現在）は、次のとおりである。

表 2-(2)-② 調査対象機関における第6期無電柱化推進計画（新規追加箇所を含む。）に対する事業の進捗状況

調査対象機関名 (事業主体)	区 分	予定箇所	事業実施中	事業未実施
大阪国道事務所	箇所数	10 か所	5 か所 (50.0%)	5 か所 (50.0%)
	整備延長	20.750km	8.790km (42.4%)	11.960km (57.6%)
大阪府	箇所数	28 か所	17 か所 (60.7%)	11 か所 (39.3%)
	整備延長	37.846km	19.418km (51.3%)	18.428km (48.7%)
大阪市	箇所数	64 か所	22 か所 (34.4%)	42 か所 (65.6%)
	整備延長	52.245km	18.675km (35.7%)	33.570km (64.3%)
堺 市	箇所数	3 か所	3 か所 (100 %)	0 か所 (0 %)
	整備延長	2.370km	2.370km (100 %)	0km (0 %)
計	箇所数	105 か所	47 か所 (44.8%)	58 か所 (55.2%)
	整備延長	113.211km	49.253km (43.5%)	63.958km (56.5%)

(注) 1 当局の調査結果による。(平成26年6月調査日現在)

2 本表には、新規追加箇所を含み、事業実施中には、事業完了を含む。

(ウ) 推進計画の項目

協議会及び部会の第6期推進計画の項目（掲載事項）は、次のとおりである。

表 2-(2)-③ 第6期推進計画における項目（掲載事項）

協議会等名	近畿地区無電柱化協議会	大阪府無電柱化地方部会
共通の 掲載事項	○都道府県政令市名、○市区町村名、○道路種別、○路線名、 ○箇所名（地区名、起終点地名（交差点名等））、○道路延長、 ○整備延長（上下別、延長）、○合意状況（合意延長、協議中延長）、 ○歩道幅員、○地中化の方式、○事業主体、○4期残・5期残、○図面番号	
その他の 掲載事項	○同時整備路線	
備 考	(1)「地中化の方法」欄には、電線共同溝、裏配線、軒下配線、ソフト地中化、柱上機器方式、要請者負担、未定 等が記載されている。	(1)「地中化の方法」欄には、電線共同溝、軒下配線、柱上機器方式、要請者負担が記載されている。 (2)「合意状況」欄は、「合意延長」と「不調」に区分されているが、「不調」とは、地中化方式について電線管理者と協議中の延長であり、協議会の推進計画における「合意状況」欄の「協議中延長」と同じである。 (3) 4期残及び5期残については、「備考」欄に記載されている。 (4) 図面番号は「箇所番号」欄に記載されている。 (5) 同時整備路線について、推進計画に記載は無いが、協議会事務局への計画報告時に情報提供している。

(注) 協議会及び地方部会の第6期無電柱化推進計画に基づき、当局が作成した。

(エ) 推進計画の変更・見直しの状況

部会における推進計画の変更・見直し状況は、次のとおりである。

表 2-(2)-④ 大阪府地方部会における第 6 期無電柱化推進計画の変更状況
(平成 21 年度～25 年度)

年度	地方部会名 (開催日)	変更の内容
平成 22	第 21 回地方部会 (平成 22 年 6 月 15 日)	・新規追加 (18 か所、2.964km)
	第 22 回地方部会 (22 年 9 月 13 日)	・新規追加 (7 か所、0.958km) ・延長変更 (2 か所、0.116km)
23	第 23 回地方部会 (23 年 6 月 24 日)	・新規追加 (1 か所、0.960km) ・計画箇所の下下げ (4 か所、2.555km) ・延長変更 (1 か所、0.150km)
24	第 24 回地方部会 (24 年 7 月 17 日)	・新規追加 (10 か所、5.077km) ・計画箇所の下下げ (5 か所、0.315km) ・延長変更 (1 か所、▲0.335km)
25	第 25 回地方部会 (25 年 7 月 16 日)	・新規追加 (15 か所、6.566km)
計	5 回	・新規追加 (51 か所、16.525km) ・計画箇所の下下げ (9 か所、2.870km) ・延長変更 (4 か所、▲0.069km)

(注) 大阪府道路環境課の提出資料に基づき、当局で作成した。

(オ) 推進計画の検証

協議会事務局では、平成 25 年 2 月 19 日開催の「道路管理者担当者会議」において、無電柱化事業の推進における課題と解決について、議題として取り上げている。

配布資料の中で、i) 合意区間内における未事業の要因と割合、ii) 未合意区間における課題と割合について、それぞれ、近畿地方整備局が実施する直轄国道に係る事業と府県・政令市が実施する直轄国道以外の管理道路に係る事業に分けて分析等が行われている。i) 合意区間内における未事業の要因と割合については、次のとおり、調査対象とした大阪国道事務所では、「平成 25 年度着工予定」が 61%と最も多く、次いで「沿道の土地利用計画」が 16%、「事業化検討中」が 13%、「地元調整」が 10%としている。

また、大阪府では、すべて「道路管理者の予算措置」、大阪市では、「道路管理者の予算措置」が 95%、「平成 25 年度着工予定」が 5%としており、堺市では、すべて「予算措置上の理由により他事業との同時整備路線においてのみ事業推進」としている。

表 2-(2)-⑤ 合意区間内における未事業の要因と割合【調査対象機関のみ抜粋】

要因	機関名	大阪国道 事務所	大阪府	大阪市	堺市
①沿道の土地利用計画		16%			
②地元調整		10%			
③電線管理者予算措置					
④道路管理者予算措置			100%	95%	
⑤その他		(※1) 13%			(※2) 100%
⑥平成 25 年度着工予定		61%		5%	
計		100%	100%	100%	100%

各要因の補足	※1 事業化検討中 ※2 予算措置上の理由により他事業との同時整備路線においてのみ事業推進
--------	--

(注) 協議会の道路管理者担当国会議の資料に基づき、当局で作成した。

また、ii) 未合意区間における課題と割合については、次のとおり、調査対象とした大阪国道事務所では、「電柱が民地に建柱されている」が 51%、「歩道幅員狭小等」が 49%としている。

また、大阪府では、「歩道幅員狭小等」と「道路管理者の予算措置」がそれぞれ 50%、大阪市では、「道路管理者の予算措置」が 90%、「沿道の土地利用計画」が 10%としており、堺市では、上記 i) と同様、すべて「予算措置上の理由により他事業との同時整備路線においてのみ事業推進」としている。

表 2-(2)-⑥ 未合意区間における課題と割合【調査対象機関のみ抜粋】

要因	機関名	大阪国道事務所	大阪府	大阪市	堺市
①歩道幅員狭小等		49%	50%		
②沿道の土地利用計画				10%	
③地元調整					
④電線管理者予算措置					
⑤道路管理者予算措置			50%	90%	
⑥その他		(※1) 51%			(※2) 100%
⑦平成 25 年度着工予定				5%	
計		100%	100%	100%	100%
各要因の補足		※1 電柱が民地に建柱されている。 ※2 予算措置上の理由により他事業との同時整備路線においてのみ事業推進			

(注) 協議会の道路管理者担当国会議の資料に基づき、当局で作成した。

イ 大規模災害等の発生に備えた緊急交通路等の無電柱化の状況

調査結果	説明図表番号
大阪府防災会議（事務局：政策企画部危機管理室防災企画課）では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき、大阪府地域防災計画を策定し、大阪府及び市町村は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定することとされている。 これを受けて、大阪府では、府県間を連絡する主要な道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点等を連絡する主要な道路及び接続道路等を広域緊急交通路に選定し（自動車専用道路22路線及び一般道路89路線）、このうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として、「重点14路線」（すべて一般道路で、国道9路線及び大阪府道5路線）を選定している。 今回、当局が、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、重点的、優先的に無電柱化事業を実施すべきと思われる緊急交通路に係る無電柱化の状況について、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市を調査したところ、次のとおり、無電柱化の実績が低調となっている。	表 2-(2)-⑧ 表 2-(2)-⑦
① 近畿地方整備局管内 広域緊急交通路の道路延長15,731kmに対して、無電柱化済み道路延長は2,157km（13.7%） ② 大阪府内 広域緊急交通路の道路延長1,862kmに対して、無電柱化済み道路延長は473km（25.4%） ③ 大阪国道事務所 広域緊急交通路の道路延長217.7kmに対して、無電柱化済み道路延長は79.7km（36.6%） ④ 大阪府 広域緊急交通路の道路のべ延長792kmに対して、無電柱化済み道路のべ延長は29.4km（3.7%） ⑤ 大阪市 広域緊急交通路の道路延長119.4kmに対して、無電柱化済み道路延長は38.5km（32.2%） ⑥ 堺市 広域緊急交通路の道路延長85kmに対して、無電柱化済み道路延長は1.4km（1.6%）	
また、第6期推進計画の予定箇所の中で「重点14路線」に該当する箇所が計12か所挙げられ、このうち半分の6か所（大阪国道事務所で3か所、大阪府で2か所、大阪市で1か所）は、順次無電柱化を図るとして推進計画に挙げられているものの、電線共同溝事業を実施するまでに至っていない	表 2-(2)-⑨

い。 これについて、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市では、無電柱化事業実施において、緊急交通路の箇所は留意するものの、無電柱化された道路のネットワーク（接続）等を考慮しながら予算の範囲内で事業を実施していること、電線管理者との未合意箇所があること等から、これら緊急交通路の中には、無電柱化事業が実施されていない箇所があるとしている。 したがって、協議会事務局である近畿地方整備局は、大規模災害発生時における応急対策の確保の観点から、無電柱化推進計画の策定及び無電柱化事業実施に当たり、緊急交通路・緊急輸送道路を重点的、優先的に行う箇所として電線管理者等の協力のもと合意を図り、協議会・地方部会の構成員がこれに沿って計画的に無電柱化を図ることについて協議する必要がある。	
--	--

（説 明）

今回、調査した大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市における緊急交通路の無電柱化の状況は、次のとおりである（再掲、項目1－(6)参照。）。

表2-(2)-⑦ 緊急交通路の無電柱化状況

（単位：km、％）

道路管理者等名		近畿地方整備局管内	大阪府内	大阪国道事務所	大阪府	大阪市	堺市
各種指標							
緊急交通路	電線共同溝整備完了済み道路延長 a	2,157	473	79.7	29.4	38.5	1.4
	緊急交通路の道路延長 b	15,731	1,862	217.7	792.0	119.4	85
	無電柱化率 (c=a/b)	13.7	25.4	36.6	3.7	32.2	1.6

- （注）1 本表のうち、近畿地方整備局管内及び大阪府内の計数は、国土交通省提出資料（平成24年度）から作成し、これ以外は当局調査結果に基づき作成した（平成25年度末現在）。
2 近畿地方整備局管内及び大阪府内の計数には、緊急交通路の道路延長及び無電柱化済み道路延長ともに橋梁及びトンネルの延長を含む。
3 近畿地方整備局管内及び大阪府内を除く計数は、緊急交通路の道路延長には橋梁及びトンネル等の延長を含み、無電柱化済み道路延長には当該延長は含まない。
4 大阪府（道路管理者）管内の無電柱化済み道路延長及び緊急交通路の道路延長は、上下の合計である。これ以外は道路延長である。

大阪府が選定している広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路とした重点14路線の状況は、次のとおりである。

表 2-(2)-⑧ 大阪府地域防災計画における広域緊急交通路のうち、「重点 14 路線」の状況

道路区分	路線数	路線名	道路管理者
一般国道 (指定区間内)	7	国道 1 号、国道 2 号、国道 25 号、国道 26 号、 国道 43 号、国道 163 号、国道 176 号	国
一般国道 (指定区間外)	2	国道 308 号、国道 423 号	大阪府域については大阪市、 堺市域については堺市、 上記以外については大阪府
大阪府道	5	・ 主要地方道大阪高槻京都線、 ・ 主要地方道大阪和泉泉南線、 ・ 主要地方道大阪中央環状線及び主要地方道堺羽曳野線（大阪中央環状線） ・ 主要地方道大阪生駒線、 ・ 主要地方道大阪池田線	
計	14		

(注) 大阪府地域防災計画に基づき、当局で作成した。

また、今回調査した近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市において、第 6 期推進計画の予定箇所の中で重点 14 路線に該当する箇所における電線共同溝事業の実施状況は、次のとおりである。

表 2-(2)-⑨ 調査対象機関における第 6 期無電柱化推進計画（新規追加箇所を含む。）
実施予定箇所のうち「重点 14 路線」該当箇所に係る事業の実施状況

区分	6 期計画 予定箇所 (か所)	事業 実施中 (か所)	事業 未実施 (か所)	路線名【市区町村名】[整備延長(km)]	計画計上時期
調査対象 機関名					
大阪国道 事務所	6	3	3	・ 国道 163 号【門真市】[2.020] ・ 国道 176 号【池田市】[3.400] ・ 国道 176 号【豊中市】[1.520]	6 期当初
大阪府	4	2	2	・ 主要地方道大阪生駒線【大東市】[0.800] ・ 主要地方道大阪生駒線（都市計画道路大阪住道線）【大東市】[1.008]	6 期当初
大阪市	2	1	1	・ 国道 308 号(九条深江線)【大阪市中心部】[1.160]	平成 25 年 新規追加
堺市	0	0	0		6 期当初
計	12	6	6		

(注) 1 当事務所の調査結果による。
2 事業実施中には、事業完了を含む。

ウ 道路法第 37 条に基づく防災上重要な道路における占用の禁止又は制限

調査結果	説明図表番号
平成25年 9 月 2 日に「道路法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第30号）が施行され、改正後の道路法（昭和27年法律第180号）第37条では、道路管理者は、防災上重要な道路について、緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に区域を指定し、占用の禁止又は制限を行うことが可能となったが、調査した近畿地方整備局、大阪府、大阪市及び堺市では、いずれも区域指定の実績は無い。 この理由について、近畿地方整備局道路管理課では、同法の施行から日が浅いこととしており、今後、同法に基づく道路指定について道路事情を勘案し検討することとしている。 また、大阪府では、道路法第37条に係る制限等を行う占有物の種類等が明示されておらず、緊急輸送道路等としての効用を全うさせるために支障となる占有物が電柱のみなのかについての検証や、大阪府地域防災計画との整合性等についての検討が必要である上、電柱の占有を制限した場合、沿道の電力需要上必要な電柱が設置できなくなり、社会的影響も大きいとしている。 大阪市では、道路部局のみで判断できるものでなく、防災会議等において議論・検討すべきであり、今後、他の道路管理者における先例を参考としながら検討することとしている。 堺市では、占用の禁止又は制限を行う場合、当該区域に設置されている電柱、電線類等占有物の撤去・地中化や、制限後新たに電柱、電線類等の設置が必要となった場合の対応等について検討する必要があるとしている。	表 2-(2)-⑩

（説 明）

表 2-(2)-⑩ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）【抜粋】

（道路の占用の禁止又は制限区域等） 第 37 条 <u>道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第 33 条、第 35 条及び前条第 2 項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができる。</u> 2 道路管理者は、前項の規定により道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占有を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占有の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。 3 道路管理者は、前 2 項の規定に基いて道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。
--

（注）下線は当局が付したものである。

3 個別事業の実施状況

(1) 電線共同溝整備後等における無電柱化の状況

ア 道路における無電柱化の状況

調査結果	説明図表番号
(ア) 電線共同溝事業による無電柱化の状況 国土交通省は、無電柱化の一層の計画的・効果的な推進のために、各地方整備局に対して、「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」（平成 17 年 12 月 22 日付け事務連絡）を发出し、次のことを示している。 ① 電線共同溝整備計画の策定について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 5 条に基づき行うこととされており、建設中に当該計画を変更する必要がある場合には変更を行い、適切に策定すること。 ② 整備計画には、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施工について（通達）」（平成 7 年 8 月 9 日付け建設省道政発チ 75 号）において、各占用予定者の電線敷設予定時期等を定めることとされていることから、敷設予定時期を具体的に明記するよう努めること。 ③ 電線共同溝事業は、電線共同溝整備後に電線類が地中化され電柱が撤去されてはじめて効果が発現するものであることから、無電柱化推進協議会等を活用するなどにより、電線共同溝整備後は整備計画に基づきできるだけ速やかに電線類が入溝されるよう努めるほか、整備計画に記載された敷設予定時期を過ぎても未入溝となっている占用予定者に対しては、未入溝理由を適切に把握するとともに、入溝が促進されるよう努めること。 また、同事務連絡では、管下の道路管理者に対し、この旨を周知するとされており、これを受けて、近畿地方整備局は、平成 18 年 2 月 20 日開催の「第 17 回大阪府電線類地中化地方部会」において、当該事務連絡を資料として配付し、部会構成員に周知している。 今回、当局が、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市が管理する路線で、第 5 期無電柱化推進計画（平成 16 年度～20 年度）に挙げられ、かつ、電線共同溝事業を終えているもの 19 か所（大阪国道事務所：7 か所、大阪府：3 か所、大阪市：8 か所、堺市：1 か所）を選定し、電線類の電線共同溝への敷設、電柱の撤去等について調査したところ、次のことから、現在、電線共同溝への敷設、電柱の撤去等が行われておらず、電線共同溝整備計画に沿ったものとなっていない。 ① 電線共同溝事業完了後、電線共同溝占用許可を出すまでに 2 年以上を要し、電線管理者が電線類の電線共同溝への早期敷設に支障があるもの：大阪国道事務所 調査した 7 か所中 5 か所、大阪市 調査した 8 か所中 3 か所 大阪国道事務所及び大阪市では、電線共同溝事業完了から電線管理者に電線共同溝の占用許可（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 10 条第 1 項）を与えるまでの期間を調査したところ、2 年以上要しているものが、大阪国道事務所では 7 か所中 5 か所（2 年以上 3 年未満：2 か所、3 年以上 4 年未満：2 か所、4 年以上：1 か所）、大阪市では 8 か所中 3 か所（2 年以上 3 年未満：3 か所）みられ、電線管理者による電線共同溝への早期の敷設の支障となっている。 この理由について、大阪国道事務所では、占用許可を出すためには、事業完了後に電線共同溝に収容する物件（入線）の敷設状況等を図面にした「管理台帳」を作成する必要があるが、工事施工事業者から提出された各図面（平面図、横断面図、縦断面図、柵展開図等）の整合性のチェック等に、データが膨大なことから長期間を要していること、信号線や民地への引込み管路の調整等も要因としている。	表 3 - (1) - ①

大阪市では、事業実施路線が多く、管理台帳作成に係る配管等の確認・精査等に時間を要したためとしている。 ② 事業完了後に管路不具合、引込み管路の追加施工が必要な箇所等が判明し、電線管理者が電線共同溝に敷設等できないもの：大阪国道事務所 調査した7か所中5か所、大阪市 同8か所中4か所 大阪国道事務所及び大阪市では、電線管理者による敷設工事において管路不具合又は追加施工が必要な箇所が判明し、敷設工事が中断中、あるいは道路管理者と管路改修等を協議中としているものが、大阪国道事務所で7か所中5か所（管路不具合：3か所、引込み管路の追加施工が必要な箇所：2か所）、大阪市では8か所中4か所（いずれも引込み管路の追加施工が必要な箇所）みられた。また、これらは、工事改修等による費用負担の増、掘削工事による掘り返しにもつながる。 管路不具合の主な発生原因について、大阪国道事務所では、電線共同溝に管路を敷設した後における、大雨等により土砂が管路に流入したことによる管路の閉塞、管路を敷設する歩道上の車両通行等による管路屈曲等のケースがあるとしている。 また、引込み管路の追加施工が必要な箇所が発生する主な原因について、大阪国道事務所では、引込み先の住民から管路引込みの同意が得られない場合や施工後に民地が分筆された場合等に引込み管路施工が必要な箇所が発生する等のケースがあるとしている。 なお、大阪国道事務所では、上記5か所のうち3か所については、電線管理者と施工方法等について協議しているが、調整が整っていないとしている。 大阪市では、当初又は工事施工中に引込み管路の位置が変更された場合による電線管理者との連携・調整不足、配線等の設計漏れ等としている。	表 3 - (1) - ②、③
③ 占用予定者が電線共同溝に敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないもの：大阪市 1か所 大阪市が管理する市道西淡路南方線（整備延長 0.9 km。所在地：東淀川区西淡路 1 丁目～西淡路 4 丁目）は、平成 23 年 3 月に事業が完了し、現在、ほとんどの区間は抜柱済みとなっているが、一部の区間（約 0.1 km）において、当該電線共同溝事業の占用予定者であるが、未だ電線共同溝に敷設していないことから、電柱に架設されたままとなっており、電柱所有者が電柱を撤去できない。これに対し、道路管理者（大阪市）も、電線共同溝への敷設を特段指導していなかったことから、電柱が、道路の中央分離帯に 3 本、歩道に 3 本（うち 1 本は架空線等がない裸の電柱）残置されたままとなっている。 大阪市では、現在、架空線を所有する事業者が電線共同溝への敷設及び電柱に架設している架空線の撤去を要請中としている。	表 3 - (1) - ④
(イ) 電線共同溝事業以外によるもの 電線の地中化を電線管理者が自ら行う単独地中化方式によるもののため、電柱等の撤去を積極的に働きかけできないもの：大阪市 2か所 大阪市が管理する府道大阪和泉泉南線（谷町筋）の 2 か所において、1 か所は架空線が、もう 1 か所は電柱の支線が道路（谷町筋）を横切っているものがみられた。 これらの撤去について、大阪市では、電線共同溝事業等の法令に基づく無電柱化箇所ではなく、電線管理者が自らの費用で地中化を行う「単独地中化方式」により電線を地中化したものであることから、架空線の撤去を強制的に言えないとしている。また、当該支線及び架空線は、道路の通行、維持管理にも特段の支障が考えられないとして、架空線、支線を所有する事業者に対して強制的に撤去を働きかけられないとしており、大阪市が開催する「電線共同溝早期抜柱会議」	表 3 - (1) - ⑤

にも電線共同溝事業によるものではないとして諮られていない。 したがって近畿地方整備局は、無電柱化が適切かつ速やかに、計画的に推進されるよう、事業の進捗状況を的確に管理し、次の措置を講ずる必要がある。 ① 電線共同溝事業完了後、できるだけ速やかに電線管理者に占用許可を出すよう努めること。 ② 管路不具合、引込み管路追加施工箇所等の発生原因を把握し、その発生をできるだけ少なくなるよう必要な措置を講ずるとともに、早期に電線管理者による電線共同溝への電線類の敷設ができるよう必要な措置を講ずること。 また、管内の道路管理者に対し、上記①及び②について周知すること。 ③ 協議会事務局である近畿地方整備局は、電線共同溝事業以外により無電柱化された箇所にある架空線等の撤去についても、協議会等の機会を活用するなどして、道路管理者と電線管理者双方が協働して電柱等の撤去について取り組むよう、協議会構成員に対して助言・支援に努めること。	
--	--

(説 明)

(ア) 電線共同溝事業による無電柱化の状況

国土交通省は、無電柱化の一層の計画的、効果的な推進のために、各地方整備局に対して、「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」（平成 17 年 12 月 22 日付け、事務連絡）を発出している。

今回、当局が調査した、大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市の 19 か所（大阪国道事務所：7 か所、大阪府：3 か所、大阪市：8 か所、堺市：1 か所）の電線類の敷設、電柱の撤去等について調査した結果の一覧は、次のとおりである。

- ① 事業完了後、電線共同溝占用許可（特措法第 10 条第 1 項）を出すまでの期間は、次のとおりである。

表 3－(1)－① 事業完了から電線共同溝事業の占用許可までの期間 (単位：件数)

道路管理者	調査対象 箇所数	1 年 未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以 上	その他
大阪国道事務所	7	1	1	2	2	1	
大阪府	3	1	1	0	0	0	
大阪市	8	1	3	3	0	0	1（工事完了箇所後随時実施）
堺市	1	0	1	0	0	0	

(注) 1 本表は、当局の調査結果による。

2 大阪国道事務所 1 か所は、24 年 5 月に完成し、現在も占用許可となっていないが、遅くとも今年度中には占用許可予定としていることから、2 年以上 3 年未満に計上した。

3 大阪府の 3 か所のうち 1 か所は、占用許可を与えないまま敷設が完了していないので、計上していない。

- ② 事業完了後に管路不具合、引込み管路追加施工箇所等が判明し、電線管理者が敷設等をできないものは次のとおりである。

表 3－(1)－② 事業完了後に電線共同溝本体の管路不具合、引込み管路追加施工箇所等が判明し、電線管理者が敷設等をできないもの（大阪国道事務所）

番号	箇所等	整備計画の予定	実際の事業期間	占用許可日	敷設、抜柱遅延等の状況
1	国道 25 号線 (平野宮町)	21 年 3 月 ～23 年 2 月	21 年 3 月 ～24 年 3 月	関電：25 年 2 月 25 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり、敷設工事中断中（未抜柱 37 本） ・NTT：関電の抜柱時期（29 年 1 月頃）に合わせて、27 年度に敷設し、関電と同時期に抜柱予定（未抜柱 39 本） ・大阪国道事務所：対応調整中
2	国道 176 号線 (池田栄)	19 年 2 月 ～21 年 3 月	19 年 3 月 ～21 年 12 月	関電：25 年 2 月 25 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり敷設工事中断中（未抜柱 27 本） ・NTT：敷設工事契約済み（未抜柱 17 本） ・大阪国道事務所：対応調整中
3	国道 163 号線 (古市・緑)	17 年 11 月～20 年 3 月	17 年 11 月 ～21 年 3 月	関電：25 年 2 月 13 日 NTT：同上	・関電：敷設工事中であるが、一部箇所において信号機の引込み管路ができておらず、大阪国道事務所が警察と協議中のため（未抜柱 68 本） ・NTT：敷設工事契約済み（NTT 柱なし）
4	国道 171 号線 (高槻今城)	20 年 2 月 ～22 年 3 月	20 年 2 月 ～22 年 2 月	関電：24 年 8 月 10 日 NTT：同上	・関電：道路照明等の引込み管路ができていないため、敷設工事を中断中（未抜柱 18 本） ・NTT：抜柱済み
5	国道 171 号線 (茨木西豊川)	20 年 2 月 ～22 年 3 月	H20 年 3 月 ～22 年 10 月	関電：24 年 3 月 22 日 NTT：同上	・関電：本体管路の不良が見つかり敷設工事中断中（未抜柱 25 本） ・NTT：敷設工事契約済み（NTT 柱なし） ・大阪国道事務所：対応調整中

(注) 本表は、当局の調査結果による。

表 3－(1)－③ 事業完了後に連系管路未施工、引込み管路追加施工箇所等が判明し、電線管理者が敷設等をできないもの（大阪市）

番号	箇所等	整備計画の予定	実際の事業期間	占用許可日	敷設、抜柱遅延等の状況
1	国道 479 号線 新庄大和川 線	17 年 7 月 ～21 年 3 月	17 年 7 月 ～20 年 11 月	関電：22 年 1 月 8 日 NTT：同上	・関電：道路照明の一部引込み管路ができていないため敷設工事中断中（未抜柱 58 本） ・NTT：他事業者の共架線撤去待ち（未抜柱 18 本） ・大阪市：平成 26 年度に管路工事を予定
2	国道 172 号線	15 年 3 月 ～18 年 5 月	15 年 3 月 ～18 年 7 月	関電：20 年 10 月 23 日 NTT：同上	・関電：照明等の引込み管路がなく敷設工事中断中（未抜柱 41 本） ・NTT：架空線・電柱なし ・大阪市：関電からの報告待ち
3	市道 赤川天 王寺線	15 年 3 月 ～21 年 3 月	不明 ～21 年 2 月	関電：22 年 1 月 8 日 NTT：同上	・関電：照明等の引込み管路ができていないため敷設工事中断中（未抜柱 26 本） ・NTT：敷設工事契約済み（未抜柱 22 本） ・大阪市：関電からの報告待ち
4	市道 本町左 専道線	15 年 1 月 ～21 年 3 月	不明 ～18 年 9 月	関電：20 年 10 月 23 日 NTT：NTT 柱なし	・関電：敷設中であるが、24 年度に連系管路ができていないことが判明し、このため一部中断中（未抜柱 34 本） ・大阪市では、現在、同管路への引込み設置予定場所の 2 者と設置承認を得るため協議し、平成 26 年度に管路工事を契約予定 ・NTT：架空線・電柱なし

(注) 本表は、当局の調査結果による。

なお、大阪市では、引込み管路追加施工箇所の発生防止については、工事施工事業者への注意喚起や周知の徹底、電線管理者との管路の位置等について協議する機会を増やすなどの連携強化が必要としている。

③ 占用予定者が敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないものは次のとおりである。

表 3－(1)－④ 占用予定者が敷設していないため、架空線や電柱の撤去ができないもの（大阪市）

大阪市が管理する同市道西淡路南方線（整備延長：0.9 km、箇所の所在地：東淀川区西淡路 1 丁目～西淡路 4 丁目）は、平成 23 年 3 月に事業が完了し、ほとんどの区間は既に抜柱済みとなっているが、一部の区間（約 0.1 km）において、関電が管理する電柱が、道路の中央分離帯に 3 本、歩道に 3 本（うち 1 本は架空線等がない裸の電柱）立っており、これら電柱を撤去できない理由について、関電では、電柱に架設されている電線管理者の架空線が撤去されていないためであり、撤去され次第抜柱するとしている。

当該路線を管理する大阪市では、残っている架空線は、当該電線共同溝事業の占用予定者であることから、当該事業者に対して、平成 24 年 9 月 14 日に占用許可を与えて、既に敷設できる状況となっているが、その後、当該事業者から敷設工事届出がなく、また、大阪市も当該事業者に対して敷設するよう督促等を行っていないため、現在、当該事業者の架空線が撤去されていないとしている。

大阪市では、現在、当該事業者に撤去を要請中としている。

なお、当該路線は、大阪市が開催する「第 2 回電線共同溝早期抜柱会議」（平成 26 年 3 月 18 日開催）にかけられているが、当該資料によると、撤去に係る特段の記載等はない。

(イ) 電線共同溝事業以外によるもの

電線の地中化を電線管理者が自ら行う単独地中化方式によるもののため、電柱等の撤去を積極的に働きかけできないものは次のとおりである。

表 3－(1)－⑤ 電線の地中化を電線管理者が自ら行う単独地中化方式によるものため、電柱等の撤去を積極的に働きかけできないもの（大阪市）

【無電柱化された道路を横断する架空線（通信線）が残っているもの】

大阪市中心部にある谷町筋（道路管理者は大阪市）は、各事業者が単独で地中化し、無電柱化されており、当該筋の 2 丁目交差点付近には、当該筋を横切る架空線が残っている。

この撤去について、大阪市では、谷町筋は法令に基づいた電線共同溝事業で行われたものでなく、各事業者が単独で地中化したものであること、法令に基づいたものではないことから架空線所有者に対して撤去を強制的に言えないこと、道路の維持管理や道路通行において特段支障がないこと等から、積極的に撤去を要請していないとしている。

なお、当該架空線については、大阪市が開催する「第 2 回電線共同溝早期抜柱会議」（平成 26 年 3 月 18 日開催）には、電線共同溝事業によるものではないとして、かけられていない。

【無電柱化された道路を横断する支線が残っているもの】

大阪市中心部にある谷町筋（道路管理者は大阪市）は、各事業者が単独で地中化し、無電柱化されているが、当該筋の1丁目～2丁目の間の1か所には、当該筋を横切っている関電の支線が残っている。

この撤去について、大阪市では、上記の理由のほかに、当該支線は電線類でないと認識していること等から、当該支線所有者に対して撤去を強制的に言えないとして、積極的に撤去を要請していない。

一方、当該支線の所有者である関電では、当該支線は、昭和62年頃に整備した第1期無電柱化（単独無電柱化）により整備したものであり、当該無電柱化の実施については、国の「キャブシステム研究委員会」報告で、「電線類の地中化は、「安全で快適な通行空間の確保」「都市災害の防止」「都市景観の向上」の観点から有意義であるが、一方、建設費用、需要変動への即応性、事故時の早期復旧等の面で留意すべき点もあることに鑑み、電気及び電気通信事業等の健全な発展の観点からも合理的な範囲において着実に推進する。」とされ、非合理的であると認められる場合には、地上の占用を認めることができるとされていたとして、当時、技術観点から、道路管理者の了解を得て（口頭によるか文書によるか不明）当該支線を残置することになったとしているが、昭和62年以降撤去されておらず、無電柱化の目的に沿うよう、道路管理者、電線管理者が各種会議等の機会を活用して、撤去に向けて協議するなど、双方が協働により努力することが必要と思われる。

当該支線の撤去について、関電では、道路管理者から支線の撤去の依頼があれば、技術検討を行い対応しているが、支線に代わる設備の建設として、支柱若しくは支線柱の新設や電柱の移設が必要となる可能性があり、沿道住民の承諾を得なければ対応できない場合があるとしている。

なお、当該架空線については、大阪市が開催する「第2回電線共同溝早期抜柱会議」（平成26年3月18日開催）には、電線共同溝事業によるものではないとして、かけられていない。

イ 宅地開発事業等における無電柱化の状況

調査結果	説明図表番号
(ア) 独立行政法人都市再生機構による特定土地区画整理事業 大阪府が、昭和 61 年 11 月に「国際文化公園都市構想」を策定し、当該構想に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が特定土地区画整理事業により開発している「彩都」（所在地：茨木市及び箕面市）のうち、平成 21 年度の第 6 期無電柱化推進計画（平成 21 年度～25 年度）に挙げられた、「市道（箕面市）国文都市 4 号線」（事業は 19 年度～25 年度に完了）については、裏配線による無電柱化が行われている。 当該無電柱化を行うに当たり、機構では、大阪府のほか、当該区域の自治体である箕面市、関電、NTT 西日本と協議した結果、特定土地区画整理事業による新規造成道路のうち、幹線道路については、景観を考慮して無電柱化することとし、その手法は、事業費や道路管理者による維持管理等の負担を考慮して、裏配線による無電柱化を図ったとしている。 幹線道路以外の宅地造成地への引込み道路については、行政側から無電柱化するよう特段の指導等はなかったこと、宅地造成事業者等の事業費負担等から、無電柱化は行わなかったとしており、これら道路には電柱が多数新設されている。 機構では、土地を地権者から譲り受けた宅地開発事業者の中には、独自に宅地造成地内を無電柱化するなどの付加価値を付けて販売する者もいるが、当該事業費は宅地販売価格に上乗せされることや開発規模が小さいことなどから無電柱化に消極的な場合が多いとしている。	表 3 - (1) - ⑥
(イ) 地中化を開発指導要綱で定める東大阪市の取組状況 東大阪市では、開発区域のまちづくりの特色を打ち出すため、平成 16 年 12 月 1 日に「東大阪市開発指導要綱」を改正し、同要綱第 28 条に「事業者が開発区域内に築造する区画道路は、できうる限り電柱や電線類を無くし、道路にゆとりと、都市景観の向上をはかるため本市の公共施設施行基準により電線類の地中化等に努めなければならない」と定めている。 また、当該規定の開発対象面積は、同基準により 5,000 ㎡以上であるが、これ以下であっても開発事業者に協力を要請し、できるだけ地中化するよう指導しているとしているが、平成 26 年 6 月末現在、当該要綱に基づき無電柱化が行われているものは、開発面積が 5,000 ㎡未満の 3 件にとどまり、このうち、地中化できたのは 1 件のみとなっている（残り 2 件は裏配線）。 地中化の開発実績が少ない理由について、無電柱化については、開発区域の住民からは景観が良いと評判だが、開発事業者からは、費用を宅地販売価格に上乗せしなくてはならず、開発事業者の負担が大きいためとしている。 同市では、無電柱化を行う場合には、「東大阪市開発指導要綱東大阪市公共施設施行基準」（平成 16 年 12 月 1 日）において、主要区画道路の車道幅員を 6.7m 以上から 6.0m と緩和し、販売する宅地の面積を広く取れるように配慮しているものの、開発事業者による無電柱化の導入は消極的であるとしている。 また、東大阪市では、全国的に無電柱化を進める場合には、国が統一して規制することが必要としている。	表 3 - (1) - ⑦

(説 明)

(ア) 機構が実施している特定土地地区画整理事業による無電柱化の状況

表 3 - (1) - ⑥ 機構が実施している特定土地地区画整理事業による無電柱化の状況

【機構が実施している特定土地地区画整理事業による無電柱化の状況】

1 経緯等

大阪府では、昭和 61 年 11 月に「国際文化公園都市構想」を策定し、翌 62 年 11 月に、大阪府並びに開発地である茨木市及び箕面市が都市再生機構（以下「機構」という。当時は住宅・都市整備公団）に参画を要請し、その後、次表の経緯を経て、現在、同機構が土地地区画整理事業により開発中である。

主な経緯

年月	内容
昭61年11月	大阪府が「国際文化公園都市構想」を策定
62年11月	大阪府知事、茨木市長、箕面市長が住宅・都市整備公団に参画を要請
平4年5月	都市計画決定
7年11月	造成工事着手
8年5月	まちの名称を「彩都」に決定
16年4月	約 25ha（茨木市域 24ha、箕面市域 1 ha）が「まちびらき」
23年12月	「関西イノベーション国際戦略総合特区」に指定
26年6月	調査日現在、事業実施中

(注)本表は、当局の調査結果による。

2 調査結果

今回、大阪府が、昭和 61 年 11 月に「国際文化公園都市構想」を策定し、当該構想に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が特定土地地区画整理事業により開発している「彩都」（所在地：茨木市及び箕面市）のうち、平成 21 年度の第 6 期無電柱化推進計画（平成 21 年度～25 年度）に挙げられた、「市道（箕面市）国文都市 4 号線」（事業は 19 年度～25 年度に完了）の、裏配線による無電柱化の状況を調査した結果、次の状況がみられた。

機構は、大阪府のほか、当該区域の自治体である箕面市、関電、NTT 西日本と協議した結果、特定土地地区画整理事業による新規造成道路のうち、幹線道路については、景観を考慮して無電柱化することとし、その手法は、事業費や維持管理等の負担を考慮して、裏配線による無電柱化を図ったとしている。

幹線道路以外の宅地造成地への引込み道路については、行政側から無電柱化するよう特段の指導等はなく、これら道路には電柱が多数新設され、無電柱化は図られていない。

機構では、土地を地権者から譲り受けた宅地開発事業者の中には、独自に宅地造成地内を無電柱化するなどの付加価値を付けて販売する者もいるが、当該事業費は宅地販売価格に上乗せされることや開発規模が小さいことなどから無電柱化に消極的な場合が多いとしている。

(イ) 地中化を開発指導要綱で定める東大阪市の取組状況

表 3 - (1) - ⑦ 地中化を開発指導要綱で定める東大阪市の取組状況

【開発要綱で定める東大阪市の無電柱化の取組状況】

東大阪市では、開発区域のまちづくりの特色を打ち出すため、平成 16 年 12 月 1 日に「東大阪市開発指導要綱」を改正し、同要綱第 28 条に「事業者が開発区域内に築造する区画道路は、できうる限り電柱や電線類を無くし、道路にゆとりと、都市景観の向上をはかるため本市の公共施設施行基準に

より電線類の地中化等に努めなければならない」とされ、これによる開発対象面積は、同基準により 5,000 m²以上となっている。

ただし、同市では、5,000 m²未満であっても開発事業者に協力を要請し、できるだけ地中化するよう指導しているとしており、平成 26 年 6 月末現在、当該要綱に基づき無電柱化が行われているものは、次のとおり、3 件にとどまり、これらの開発面積はいずれも、5,000 m²未満の開発で、このうち地中化できたのは 1 件のみとなっている。

開発許可日	地区	開発面積	無電柱化方式
平成19年 9 月18日	菱屋西 6 丁目	3956.61 m ²	地中化
平成17年12月20日	若江東町 6 丁目	2386.36 m ²	裏配線
平成19年 7 月12日	新庄 2 丁目	1704.83 m ²	裏配線

電線類の地中化を行う開発実績が少ない理由について、東大阪市では、無電柱化については、開発区域の住民からは景観が良いと評判だが、開発事業者からは、費用を宅地売却に上乗せしなくてはならず、開発事業者の負担が大きい。無電柱化を行う場合には、「東大阪市開発指導要綱東大阪市公共施設施行基準」（平成 16 年 12 月 1 日）において、「開発規模が 5,000 m²以上で道路内に電柱を設けない場合は、主要区画道路の車道幅員を（6.7m以上から）6.0mとすることができる」と緩和し、売却する宅地面積を広く取れるように配慮している。しかし、開発事業者による無電柱化の導入は消極的であり、地中化を行った開発事業者も、この後、地中化の開発は行っていないとしている。

また、東大阪市では、全国的に無電柱化を進める場合には、国が自治体等を指導して、統一した規制とすることが必要としている。

（ウ） 宅地開発等に係る特定非営利活動法人「電線のない街づくり支援ネットワーク」の意見等

特定非営利法人電線のない街づくり支援ネットワークでは、宅地開発等における無電柱化は、景観、防災等を考慮すると地中化が原則と考えており、幹線道路のみならず、宅地への引込み道路も地中化すべきとしている。

また、同ネットワークでは、宅地開発に係る電線類の地中化を推進するためには、国道等で行われている電線共同溝事業による無電柱化と、宅地開発等で行われる無電柱化は、区別して考える必要がある。例えば、地中化する管路のスペックは、トラック等が走行することによる耐振性、通行量により影響を受ける耐荷重性、管路埋設の深さは当然異なるものと考えられることから、スペックを簡易なものにできるようにし、維持管理するためのハンドホール構造、設置についても簡易なものとし、開発事業者の費用負担の軽減を図るべきであるとしている。

さらに、電柱を無くすためには、道路管理者が徴収する電柱等の占用料金等をこれまでより高額にするなど見直し、電線類地中化の財源とするなど、制度の見直し、改正も必要としている。

(2) 電線共同溝事業に係る電線管理者からの意見・要望

調査結果	説明図表番号
電線共同溝事業実施に当たり、今回、当局が調査した電線管理者（関電及びNTT西日本）から、次の意見要望があった。 電線管理者（関電及びNTT西日本）では、電線共同溝事業実施に当たり、工事開始前2週間から1か月前に沿道住民等を個別訪問して、当該事業に不可欠な地上機器の設置、各戸への引込み管路の設置等について説明し、同意を得ているとしている。 これら周知について、電線管理者は、地上機器の設置や民家への引込み管路の設置は電線共同溝事業に不可欠なものであることから、周知する機会が多いほど沿道住民等の理解・同意も早く得やすいとして、道路管理者が行う工事に係る周知（工事内容、騒音発生等）においても、これらを周知できる機会を設けてほしいと強く要望している。 なお、電線管理者が要望しているのは、地上機器の設置や民家への引込み管路の設置が必要との情報提供であり、技術的な周知を道路管理者に依頼するものではなく、沿道住民等から照会等は電線管理者が対応している。 これら電線管理者が要望している道路管理者と合わせた周知等の実施状況について、調査した大阪府及び堺市では、電線共同溝事業において、地上機器の設置、民家への引込み管路設置は不可欠であり、道路管理者が電線管理者と一緒に説明した方が住民の理解を得やすいとして、既に、沿道住民等に対して、道路管理者と電線管理者が連携して、工事内容や騒音・規制等の説明に合わせて、電線共同溝工事周知用チラシに地上機器の設置や各戸への引込み管路設置等を記載して周知している。 また、大阪市では、幹線道路の電線共同溝事業においては、これまで地上機器の設置等に住民が反対し、事業への支障があったとの認識はなく、地上機器の設置や民家への引込み管路設置の説明は電線管理者が行っているが、非幹線道路（景観形成等のために無電柱化を進めている地区等）における無電柱化は、地上機器の設置や民家等への引込み管路設置に対する住民等の理解は不可欠として、既に、同市と電線管理者が連携して周知等を行っていることから、大阪市（建設局道路部道路課）では、電線管理者から一緒に周知を行いたい旨要望があれば対応しているとしている。 大阪国道事務所では、電線共同溝に伴う工事に当たり、工事箇所沿道自治会役員に対して、工事発注前の約6か月から1年前に、工事実施時期や騒音発生等の工事概要について説明等を行い、また、沿道住民等に対しては、工事着手前の約2週間から1か月前に、工事を受注した事業者が、工事の期間・内容、作業の場所・時間等をチラシ配布により周知しており、この際、地上機器設置や民家への引込みに係る周知については、本管	

工事と電線管理者による沿道住民への周知の時期が折り合えば行っているとしている。

一方、大阪国道事務所が平成25年7月に開催した「大阪国道管内電線共同溝整備済み箇所における無電柱化の推進に係る関係者打合せ」においても沿道住民等との管路整備等について調整中により電柱等の撤去ができないものがみられ、電線共同溝事業を円滑に実施するためには、沿道住民への周知の機会をできるだけ多く確保するなどして、住民の理解を得ることが重要と思われる。

したがって、近畿地方整備局は、電線共同溝事業の円滑な実施のため、電線共同溝事業実施に不可欠な地上機器の設置、引込み管路に係る沿道住民への周知方法等について、電線管理者が参加する電線共同溝事業開始前の打合せや抜柱会議等の各種機会を活用して、市町村とも連携しつつ、電線管理者へ働きかけるとともに電線管理者と協力することにより沿道住民との合意形成に一層努める必要がある。

(説 明)

上記記載のとおり（説明省略）。

(3) 電線共同溝の維持管理状況

調査結果	説明図表番号
国土交通省は、各地方整備局に対して、「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」（平成 17 年 12 月 22 日付け事務連絡）を发出し、整備が完了した電線共同溝の管理の適正化を図るため、管理台帳等の整備を行い、入溝状況（入溝条数、敷設予定時期等）を把握するとともに、マンホール部等への入溝に必要な鍵等を適切に管理するなど保安管理の徹底を図っている。 また、同事務連絡では、管下の道路管理者にも周知することとなっており、これを受けて、近畿地方整備局は、平成 18 年 2 月 20 日開催の「第 17 回大阪府電線類地中化地方部会」において、当該事務連絡を資料として配付し、当該部会構成員に周知している。 今回調査した大阪国道事務所、大阪府（枚方土木事務所、富田林土木事務所）、大阪市及び堺市が策定した電線共同溝管理規程に基づく維持管理の状況を調査したところ、次のとおりである。 ア 記載すべき事項が道路管理台帳に記載されていないもの ① 大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市では、それぞれが作成している電線共同溝管理規程に基づき、電線共同溝管理台帳を作成することとなっており、電線共同溝に係る管理台帳に記載することとなっている、i) 収容物件の種類、ii) 敷設工事着手年月日及び完了年月日、iii) 収容物件の管理者名、連絡先等については記載されていない。 ② 大阪府（枚方土木事務所及び富田林土木事務所）では平成 17 年度より以前に完成した電線共同溝の一部において、及び大阪市では 21 年度より以前に完成した電線共同溝において、管理台帳の一つで、電線共同溝への電線類の敷設状況が分かる柵の展開図を作成していなかったこと等から、管理台帳では把握できず、個別のマンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を確認するしかないとしている。 また、堺市では、調査した電線共同溝 1 か所（21 年度完成）の敷設状況は、管理台帳の一つである柵の展開図を作成しているものの、どの管路にどの占有者が入線しているか等の記載がないため把握できず、個別のマンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を確認するしかないとしている。 イ 鍵の貸出しが規程と合致していないもの 大阪国道事務所、大阪府、堺市では、それぞれ上記管理規定に基づき、電線共同溝保安細則を作成し、入溝に必要な鍵の保管について規定しており、同細則では、道路管理者と占有者が鍵を保管し、占有者からは鍵の保管責任者を届出させることとなっている。 当局が、鍵の管理状況を調査したところ、次のとおりである。 ① 大阪国道事務所では、規程によらず運用により、鍵は必要の都度貸与することとしており規程と合致していない。 ② 大阪府（富田林土木事務所）及び堺市では、鍵は道路管理者及び占有者が保管することとしているが、占有者から保管責任者の届出を行わせていない。 ウ 事故発生等における緊急連絡系統図が不適切なもの 大阪国道事務所、大阪府、大阪市及び堺市は、上記細則に基づき、電線共同溝において事故が発生し、又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならないと定めているが、次のとおり、不適切なものがみられた。 ① 大阪国道事務所が当局に提示した、管内の 4 維持出張所の当該系統図に	表 3 - (2) - ① 表 3 - (2) - ② 表 3 - (2) - ③

は、関電、NTT 西日本以外の電線共同溝に敷設している電線管理者の連絡先がない上、記載されている関電、NTT 西日本の緊急連絡先は誤っている。 ② 大阪市及び堺市では、同系統図が作成当時から見直されておらず、記載されている連絡先の名称・連絡先が現状と合わない。 ③ 大阪府の枚方土木事務所では、同系統図を作成しているが、富田林土木事務所では作成していない。 したがって、近畿地方整備局は、電線共同溝管理規程等に基づき維持管理を適切に行うこと。 また、管内の道路管理者に対して、適切な維持管理について周知するよう努めること。	
--	--

(説 明)

国土交通省は、各地方整備局に対して、「無電柱化の推進に向けた電線共同溝の管理等の徹底について」平成 17 年 12 月 22 日付け、事務連絡) を発出している。

今回調査した大阪国道事務所、大阪府（枚方土木事務所、富田林土木事務所）、大阪市及び堺市における維持管理の状況を調査したところ、次の状況がみられた。

ア 表 3－(3)－① 道路管理台帳に記載することとなっている事項が未記載のもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	大阪国道事務所では、近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 4 条では、電線共同溝管理台帳を作成し、同台帳には i) 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日、ii) 収容物件の管理者名、連絡先を記載することとなっているが、記載されていない。
大阪府	大阪府が作成している「電線共同溝実務の手引(平成 17 年 11 月)」第 3 章「電線共同溝管理規定」第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 収容物件の敷設状況、ii) 収容物件の種類、敷設年月日及び完了年月日、iii) 収容物件の管理者及び連絡先を記載することとなっているが、枚方土木事務所及び富田林土木事務所では、いずれも、これらが記載されていない。 特に、収容物件の敷設状況については、枚方土木事務所及び富田林土木事務所はいずれも、平成 17 年に作成した同手引を契機に、管理台帳に編綴する図面のひとつとして、柵の展開図を作成し、どの管路にどこの占有者が入線しているか把握しているが、これより前に完了した電線共同溝の管理台帳については、柵の展開図が作成されているものと作成されていないものが混在しており、同展開図で把握できないものは、必要な場合、マンホールを開けて、現地で確認するとしている(なお、調査した箇所は 17 年以降に完了したものであり、該当なし)。
大阪市	大阪市が作成している「大阪市電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 収容物件の敷設状況、ii) 収容物件の種類、敷設年月日、iii) 収容物件の管理者名、連絡先を記載することとなっているが、記載されていない。 特に、収容物件の敷設状況については、平成 21 年度以降に工事が完了したものについては、管理台帳に編綴する図面のひとつとして、柵の展開図を作成することとなっており、これにより、どの管路にどこの占有者が入線しているか等を把握できるが、これより前に完了した電線共同溝については、柵の展開図を作成していないこと等から把握できず、マンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を記載した「管理札」で把握するしかないとしている。
堺市	堺市が作成している「堺市電線共同溝管理規程」(平成 15 年 4 月 1 日施行) 第 4 条では、管理台帳を作成し、i) 収容物件の種類並びに敷設工事の着手年月日及び完了年月日、ii) 収容物件の管理者名及び連絡先を記載することとなっているが、記載されていない。

	また、収容物件の敷設状況については、柵の展開図を作成しているものの、どの管路にどこの占有者が入線しているか等の記載がないため把握できず、マンホールを開けて、管路ごとに入線した占有者を確認するしかないとしている。
--	---

イ 表 3－(3)－② 鍵の貸出しが規程と合致していないもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 15 条に基づき作成することとなっている「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」第 3 条第 11 号では、「入溝に必要な鍵は出張所長及び占有者がそれぞれ保管するものとする」となっているが、大阪国道事務所における実際の取扱いは、鍵は占有者には渡しておらず、占有者が鍵を使用する都度に当該者から鍵貸与申請書を提出させており、実状と合致していない。 これについて、大阪国道事務所では、電線共同溝は重要なライフラインであり、セキュリティ対策を講じた結果としている。
大阪府	大阪府が作成している「電線共同溝実務の手引(平成 17 年 11 月)」第 3 章「電線共同溝管理規定」第 16 条に基づき作成することとなっている「電線共同溝保安細則」第 2 条では、電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌に必要な事項を記載し、その都度土木事務所長に提出し確認を受けなければならないとしているが、枚方土木事務所及び富田林土木事務所はいずれも、同日誌を作成しておらず、事務所長への報告も行っていない。 また、同細則第 3 条第 11 号では、鍵は土木事務所長及び占有者がそれぞれ保管し、占有者は、鍵の保管責任者を定め土木事務所長に届け出るものとなっているが、富田林土木事務所では、鍵は道路管理者と占有者がそれぞれ保管しているが、占有者から鍵の保管責任者を届出させていない。
堺市	堺市が作成している「堺市電線共同溝管理規程」(平成 15 年 4 月 1 日施行) 第 15 条に基づき作成することとなっている「堺市電線共同溝保安細則」第 2 条第 11 号では、入溝に必要な鍵は、道路管理者及び占有者がそれぞれ保管し、占有者は鍵の保管責任者を定め道路管理者に届け出るものとなっているが、堺市では、鍵は道路管理者と占有者がそれぞれ保管しているものの、占有者から保管責任者を届出させていない。

ウ 表 3－(3)－③ 事故発生等における緊急連絡系統図が不適切なもの

道路管理者	内 容
大阪国道事務所	近畿地方整備局が作成している「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」第 4 条では、「電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに別途出張所長が定める緊急連絡系統図に基づき通報しなければならない」となっているが、大阪国道事務所が管内 4 か所の維持出張所における同系統図であると当局に提出した同系統図には、関電、N T T 西日本以外の電線管理者の連絡先の記載がない。 また、当該系統図に記載されている連絡先を関電及び N T T 西日本に照会した結果、関電では、緊急連絡先ではない上、記載されている番号は変更され連絡できない、N T T 西日本では、緊急連絡先ではないと回答しており、これら当該系統図は役に立たない。
大阪府	大阪府が作成している「電線共同溝保安細則」第 4 条では、電線共同溝において、事故の発生又はそのおそれがある状態を発見した場合は、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならないとしているが、富田林土木事務所では、同系統図を作成していない。
大阪市	大阪市が作成している「大阪市電線共同溝管理規程」(平成 10 年 12 月 1 日) 第 16 条に基づき作成している「大阪市電線共同溝管理規程施行細目」第 2 条では、電線共同溝において、事故の発生又はそのおそれがある状態を発見した場合は、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報するものとしているが、当該系統図は、平成 12 年 3 月に作成された後は見直されておらず、記載されている連絡窓口の連絡先が変更されている等、実状と合致しておらず、緊急連絡の役に立たない。

堺市	堺市が作成している「堺市電線共同溝保安細則」第3条では、電線共同溝において事故の発生又はそのおそれがある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図に基づき通報しなければならないとしているが、同系統図は平成15年の同細則作成以降見直されておらず、記載されている連絡窓口の連絡先が変更されている等、実状と合致しておらず、緊急連絡の役に立たない。
----	---